

壮瞥町

第2期障がい者計画 第3期障がい福祉計画

平成24年3月

目 次

第1編 総 論

第1章	計画策定の概要	3
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格・位置づけ	
3	計画期間	
4	計画策定の体制と経緯	
5	計画管理等の体制としくみ	
第2章	障がい者を取り巻く現状	11
1	障がい者数の現状	
2	障がい者の実態と意向	
3	障がい者関連団体等の現状	
第3章	障がい者施策の考え方	23
1	将来フレーム	
2	障がい者施策のビジョン	
3	基本的方針	
4	基本目標	
5	ビジョン実現に向けた施策・サービス体系	

第2編 障がい者計画

第1章	福祉意識の啓発と交流	33
第2章	安心して暮らせる福祉環境づくり	35
第3章	保健・医療体制の確保・充実	37
第4章	地域生活を支える福祉サービスの充実	39
第5章	個性と可能性を伸ばす教育・療育	40
第6章	自立と社会参加を促す就労支援	42
第7章	自己実現活動への支援	43
第8章	地域福祉ネットワークの形成	44

第3編 障がい福祉計画

第1章	障がい者自立支援法によるサービス体系	49
第2章	法改正について	50
第3章	指定障がい福祉サービス	52
1	指定障がい福祉サービスの必要量の見込み	
2	指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策	
第4章	地域生活支援事業	56
1	地域生活支援事業の実施に関する考え方	
2	地域生活支援事業の必要量の見込み	
3	地域生活支援事業の必要量確保の方策	

資 料	61
-----	----

第1編 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

国は、障害者基本法に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、平成15年度から平成24年度までを計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、平成15年度から平成19年度まで、平成20年度から平成24年度まで、それぞれ5年間を計画期間とする「重点施策5か年計画」を策定しました。

また、北海道は、障がい者等が地域において、社会の一員として個性と能力を生かし、自己の選択・決定のもとに、あらゆる社会活動に参加できる社会づくりを目指し、平成15年度から平成24年度までを計画期間とする「北海道障害者基本計画」を策定しました。

障がい福祉サービスの提供については、平成15年度、国は行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へと移行させました。

さらに、平成18年度には、障がい者等の自立を支援するため、「障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする、障害者自立支援法を施行しました。

本町においても、「第4次壮瞥町まちづくり総合計画」の基本構想の中で「健やかな暮らしのまちづくり」を4つの柱のひとつとして掲げ、障がい者の福祉の向上を目指した施策展開を進めていますが、障がい者をめぐるこの度の法制度改正や社会環境等の変化に対応するため、第1期として障害者基本法に基づく「壮瞥町障がい者計画」（計画期間：平成18年度から平成23年度まで）及び障害者自立支援法に基づく「壮瞥町障がい福祉計画」（計画期間平成18年度から20年度まで）と同じく障害福祉計画の第2期（計画期間平成21年度から平成23年度まで）を策定し、障がい者の自立や地域での生活を支援する福祉サービスを展開してきました。

第1期障がい者計画、第2期障がい福祉計画が平成23年度で終了することに伴い、今年度それぞれの計画の分析、総括をし第2期障がい者計画、第3期障がい福祉計画を策定するものです。

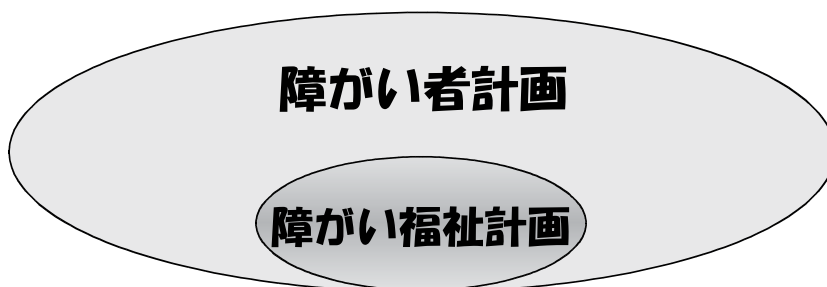
2 計画の性格・位置づけ

(1) 「障がい者計画」・「障がい福祉計画」

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障がい福祉計画」は、「障害者自立支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障がい者計画」は、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障がい福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。



	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者自立支援法
計画期間	中長期	3年間 ※但し、第3期計画の計画期間は平成26年度まで)
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

障害者基本法

第十一条三 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 「障がい者」の定義について

本計画における障がい者の定義については、原則として下記の各法制度によるものとします。

障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者自立支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

知的障害者福祉法

※ 知的障害者の定義について、明確な条文化はされていない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法

第四条二 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童(発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む)をいう。

但し、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあつては、原則として各障がい者手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

定量的な把握が必要な場合における各障がい者の定義

	定 義
身体障がい者	身体障がい者手帳の所持者
知的障がい者	療育手帳の所持者
精神障がい者	精神保健福祉手帳の所持者
	自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者

(3) 新しい制度の概要

新しい制度について、見直し・改正点を中心に整理すると次のとおりです。

利用者負担の見直し

- ・利用者負担について、応能負担を原則に障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 ⇒ 平成 24 年 4 月～

障がい者範囲の見直し

- ・発達障がい者が障がい者自立支援法の対象となることを明確化 ⇒ 平成 24 年 4 月～

相談支援の充実

- ・相談支援体制の強化 ⇒ 平成 24 年 4 月～
- ・支給決定プロセスの見直し ⇒ 平成 24 年 4 月～

障がい児支援の強化

- ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 ⇒ 平成 24 年 4 月～
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ⇒ 平成 24 年 4 月～
- ・在園期間の延長措置の見直し ⇒ 平成 24 年 4 月～

地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ⇒ 平成 23 年 10 月～
- ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護個別給付化）
⇒ 平成 23 年 10 月～
- ・成年後見制度利用支援事業の必須事業化 ⇒ 平成 24 年 4 月～

3 計画期間

「障がい者計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成 24～28 年度の 5 年間とします。

「障がい福祉計画」は、平成 26 年度までを計画期間とします。

	平成										
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
障がい者計画	第 1 期計画						第 2 期計画				
障がい福祉計画	第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期計画				
次世代育成支援行動計画	前期計画				後期計画						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 3 期計画			第 4 期計画			第 5 期計画				

4 計画策定の体制と経緯

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、対象の方々の意見を反映するためにいくつかの手法を用いました。

① 壮瞥町障がい者等検討委員会の設置

障がい者当事者団体並びに障がい者福祉に関連する事業所等の代表等を中心に、町の障がい者関連部局職員を交えた組織を設置し、協議を行いました。

② 壮瞥町障がい者アンケート調査の実施

本町にお住まいの障がい者の実態やニーズを把握し、これらの諸データを含めた地域状況を踏まえ、本計画を策定しました。

③ 関係者へのニーズ調査の実施

町内の福祉団体、関連事業所の会合等におうかがいし、会員、利用者の皆さまからご意見ご要望を伺いました。

(2) 計画策定の経緯

[壮瞥町障害者アンケート調査の実施概要]

【調査対象母集団】

◇居住地が壮瞥町であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、の所持者、自立支援医療費（精神通院）受給者。

◇但し、介護保険施設の入所者（65歳以上）等については、原則として介護保険サービスの利用が優先されることまた、長期入院の方などは、調査の対象から除外しました。

【調査方法】

◇郵送留置法によるサンプル調査

【調査基準日】

◇平成24年1月1日

【調査期間】

◇平成24年1月6日～1月26日

5 計画管理等の体制としくみ

(1) 「壮瞥町障害者自立支援協議会」による計画管理

町では「壮瞥町障害者自立支援協議会」を設置し、本計画の進捗状況の点検・評価等を行います。

協議会では、毎年の計画の進捗状況を評価するなど、壮瞥町における障がい者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。

[所掌事務]

- ◇障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議
- ◇障がい者福祉サービス提供体制に関する協議、調整
- ◇相談支援事業者の運営評価等
- ◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ◇地域の社会資源の開発、改善
- ◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ◇障がい者計画等の策定及び実施状況の確認等
- ◇その他地域の障害者福祉施策を推進するために必要な事項

(2) 国・道及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び北海道の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、事業者や障がい団体、ボランティア団体の多くが広域的な支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあつては、胆振圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

(3) 関係機関における連携

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が連携していきます。そのため、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

(4) 共助による地域支援の推進

障がいのある方が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等により支援や協力が重要です。障がいのある一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれ

れの役割を果たし、相互に連携しながら施策を推進していきます。

(5) 計画の評価・検討

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように自立支援協議会等各種検討機関において、その実効性の確認及び評価・検証を行います。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 障がい者数の現状

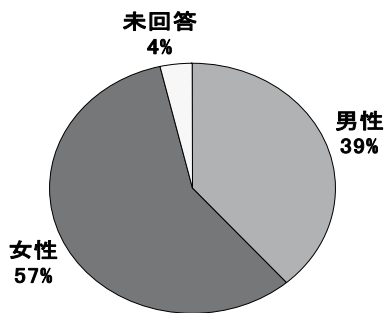
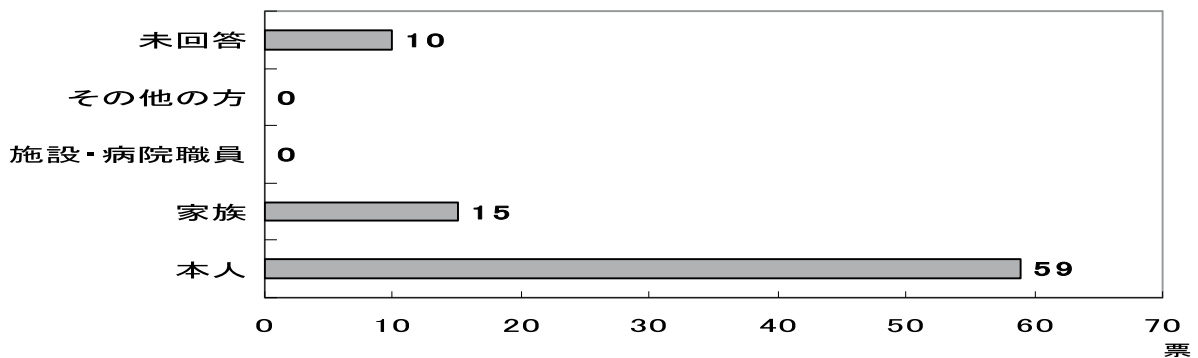
本町における障がい者数は234人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が178人、知的障がい者が14人、精神障がい者が42人となっています。（平成23年12月末日現在）

2 障がい者の実態と意向

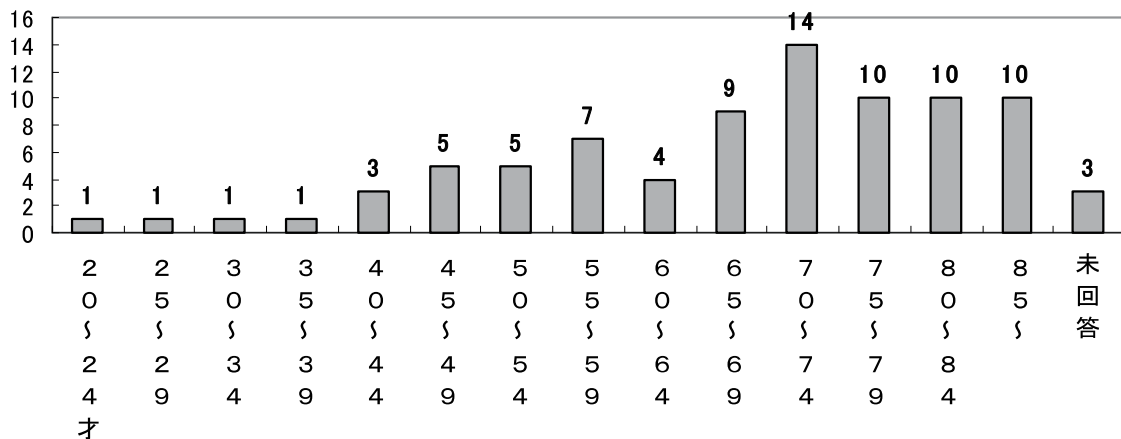
障がい者の実態と意向について、「壮瞥町障がい者アンケート調査」及び「関係者へのニーズ調査の実施」の結果に基づき整理すると次のとおりです。

(1) アンケート回答者について

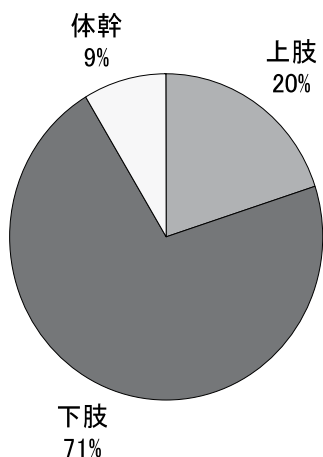
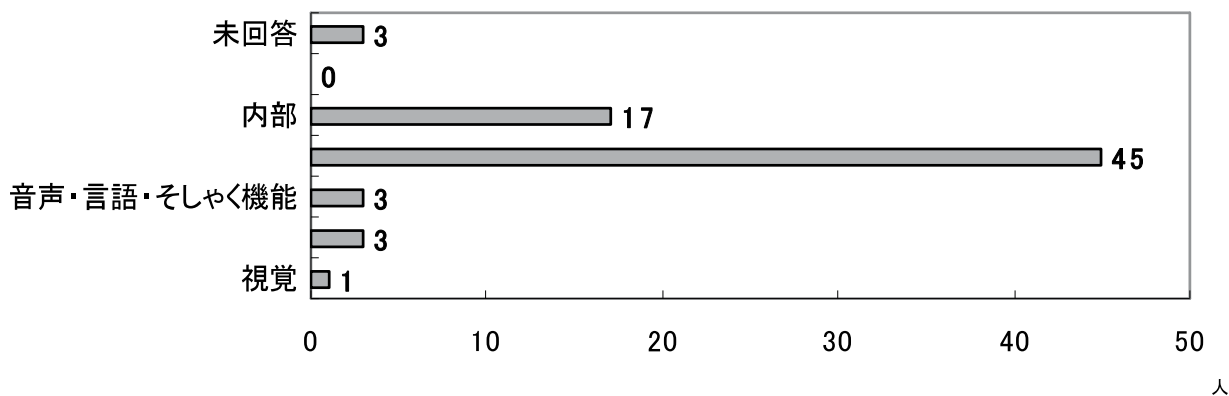
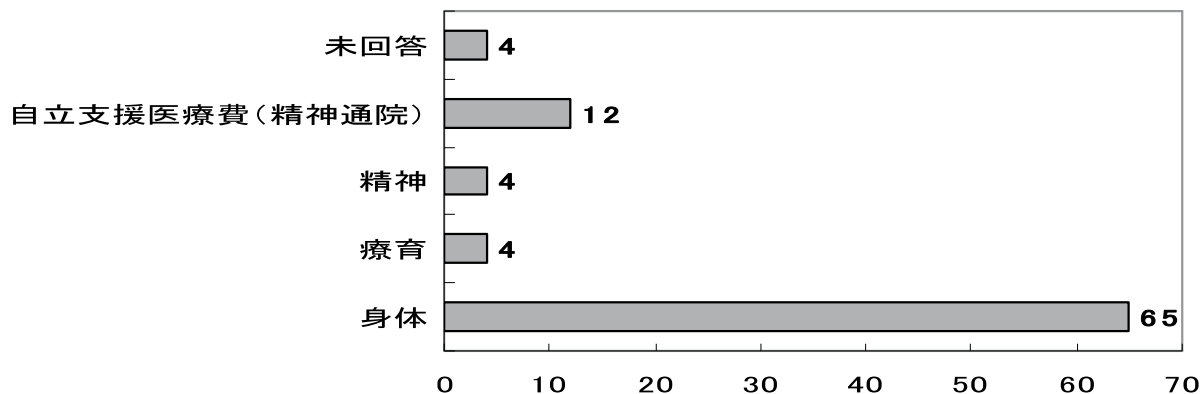
○ アンケートに回答したのは総数84票のうち「本人」が59票、「家族」が15票となっています。



○ 回答者の57%が女性で、また65才以上の回答者が56人で、全体の約67%となっています。



○ 回答者 84 人のうち、身体障害者手帳所持者が 64 人、療育手帳所持者が 4 人、精神保健福祉手帳所持者が 4 人、自立支援医療費（精神通院）受給者が 12 人となっています。
 精神手帳所持者は全員自立支援医療を受給しており、身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者 1 人を含んでいます。

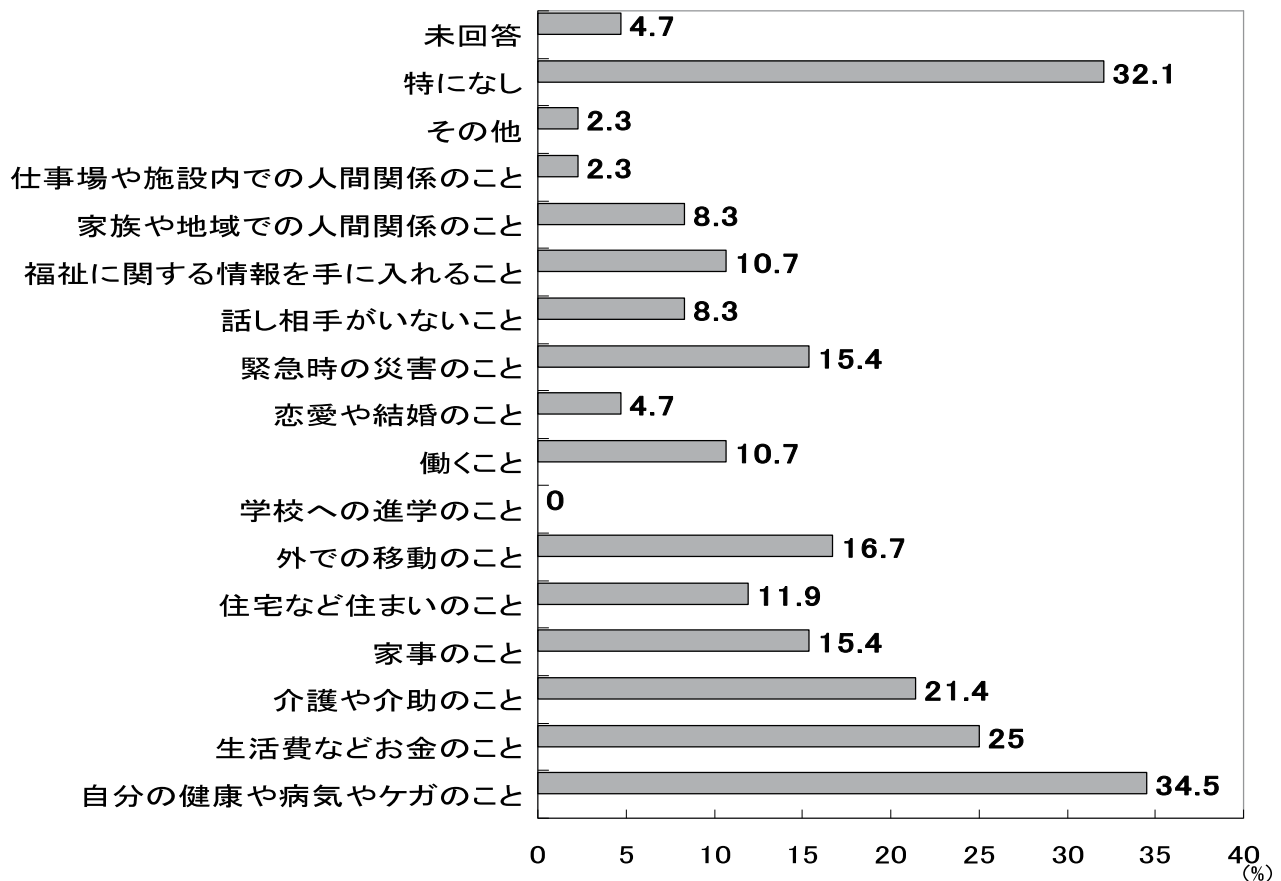


○ 身体障がいの内容では、肢体不自由が 45 人で最も多くなっています。

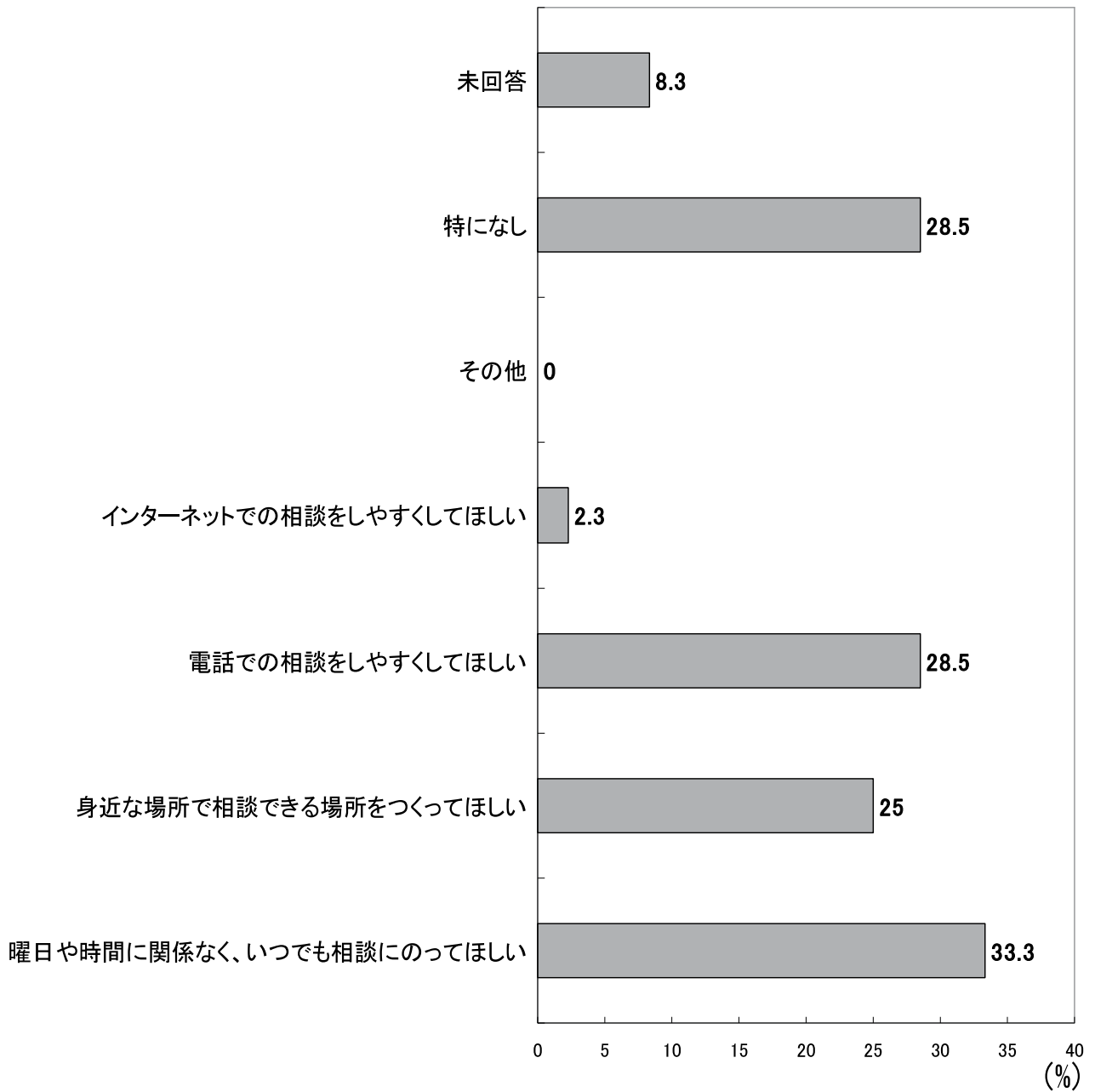
肢体不自由の部位については下肢の障がいが 71% となっています。

(2) 相談情報提供について

○ 悩んでいることや相談したいことについては「自分の健康や病気やケガのこと」が34.5%と最も多く、次いで「生活費などお金のこと」が25%票、「介護や介助のこと」が21.4%となっています。

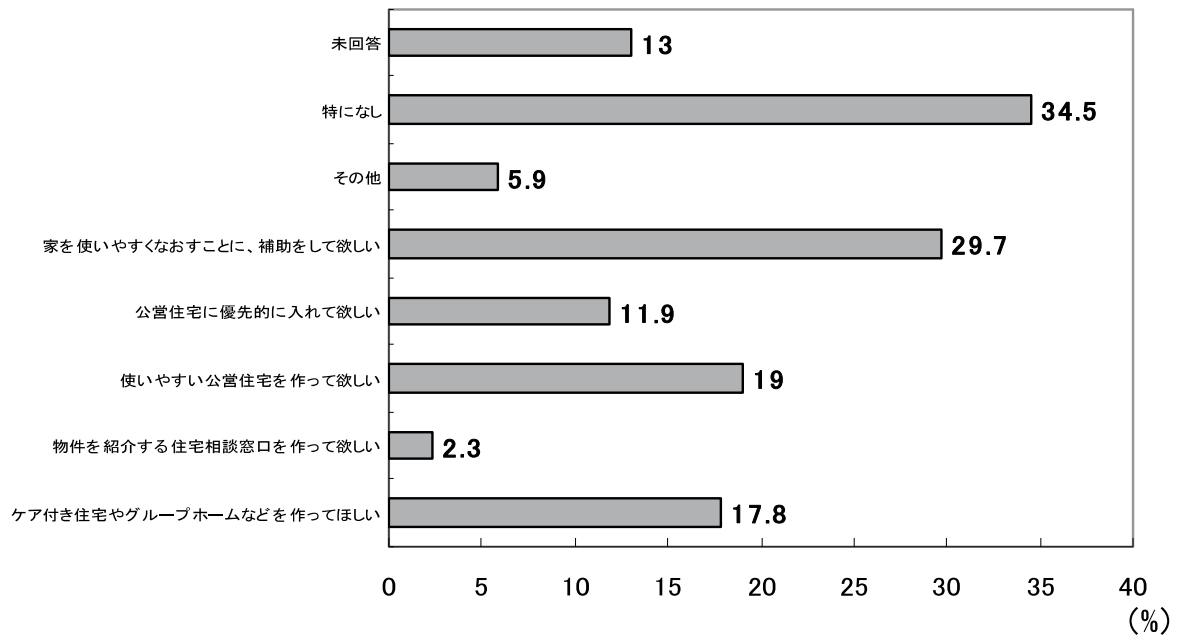


○ 相談しやすくするために必要なこととしては、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談にのってほしい」が33.3%と回答率が高く、「インターネットでの相談をしやすくしてほしい」の回答は2.3%でした。



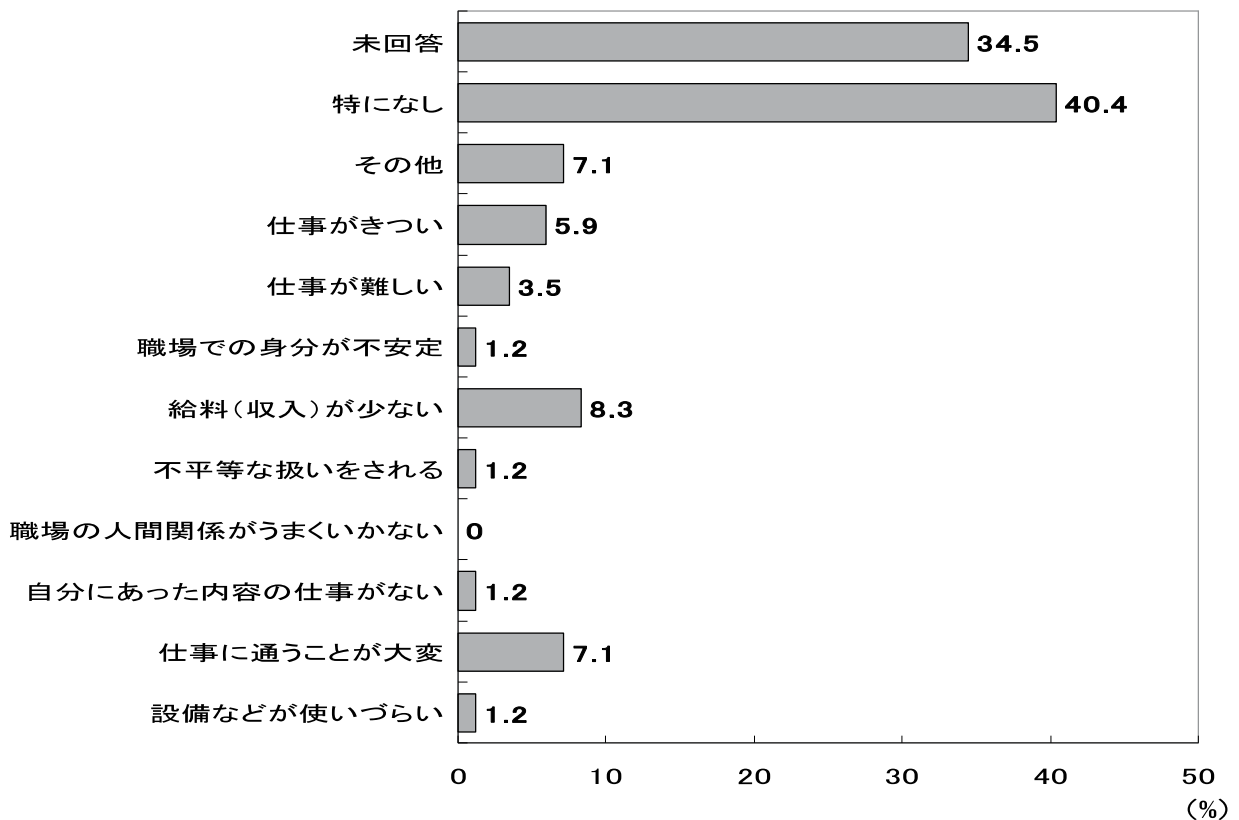
(3) 住まいについて

○ 町の住宅対策として今後特に望むことについては、「家を使いやすくなおすことに補助をして欲しい」が29.7%と最も多く、次いで「使いやすい公営住宅を作って欲しい」が19%、「ケア付き住宅やグループホームなどを作ってほしい」が17.8%となっています。

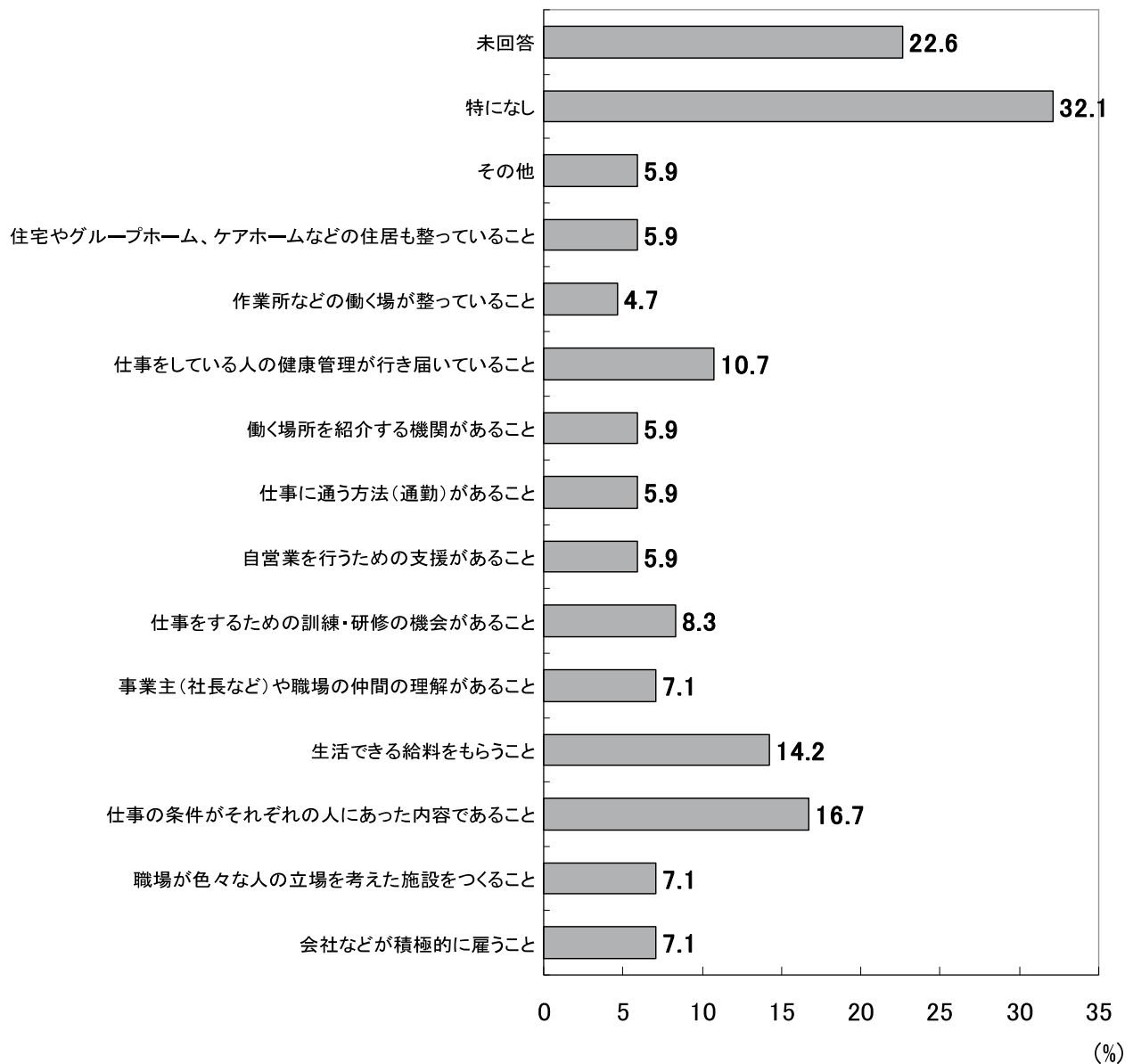


(4) 仕事について

○ 仕事をしていて不安や不満を感じることについては「給料（収入）が少ない」が8.3%、「仕事に通うのが大変」が7.1%となっています。

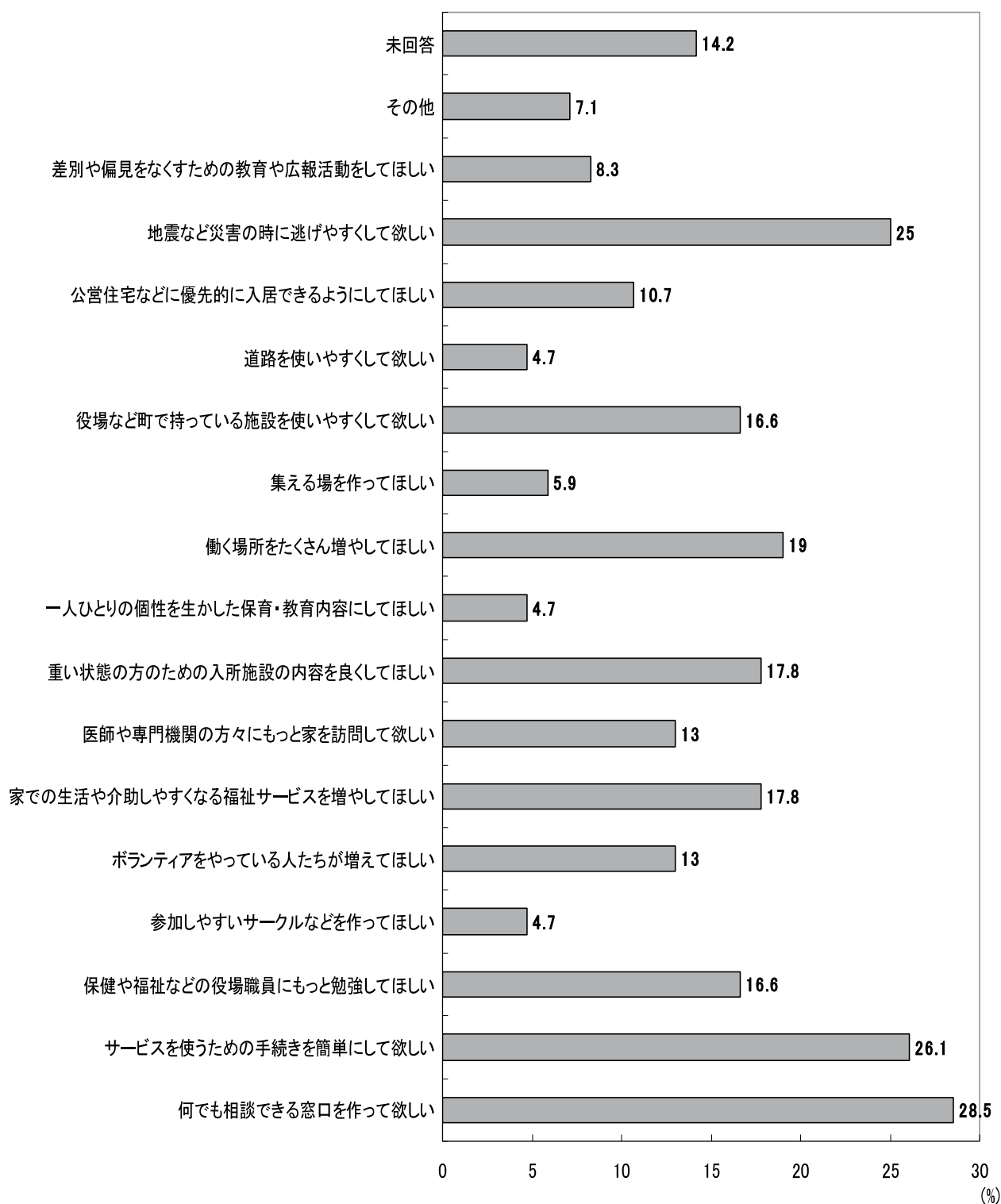


○ あなたが働くために必要だと思うことについては「仕事の条件がそれぞれの人にあった内容であること」が16.7%と最も多く、次いで「生活できる給料をもらうこと」が14.2%、「仕事をしている人の健康管理が行き届いていること」が10.7%となっています。



(5) 地域社会について

○ 暮らしよいまちにするために必要だと思うことについては「何でも相談できる窓口を作って欲しい」が28.5%と最も多く、次いで「サービスを使うための手続きを簡単にしたい」が26.1%、「地震など災害の時に逃げやすくして欲しい」が25%となっています。



(6) その他のご意見

- ・冬道はすべります。歩道の横に手すりをつけてほしい。
セイコーマートに行くのに橋がかかっています。冬除雪すると歩道がなくなります。
橋の横に冬の間だけでも仮橋のようなものでもつくってほしいです。
- ・高齢になり、食事もつくることが出来なくなった場合の老人給食なども必要かと思います。
- ・この先車の運転ができなくなった時に、移動販売車が週一回ほど自治会単位できてくれれば良いです。また、希望者の買い物ツアーなどもあれば良いです。
- ・介助しなければ入浴できない障がい者のために町内にある温泉施設の中で、介助する人が一緒に入ることの出来る様な温泉施設が欲しいです。
- ・役場の窓口で、腰を低くして身を乗り出して話しを聞く姿勢が必要ではないでしょうか。
- ・障害者手帳を交付される時（自動車税の免除、高速道路の補助1／2等）教えて欲しい。
知らなかったため（役場職員の方は早くから使用されていました。後から人から聞いて胆振支庁さんの親切な係の人からこんな方法ありますよ、と色々教えていただきました。）
近くの役場の方が話しをしてくれず、遠くの役所の方が教えていただくなんて残念です。
- ・家の中のトイレに行くのに大変困っています。改良するのに町に協力をしてほしい。
- ・身体サービスはどのようなものがあるのか知りたい。
- ・施設などを作る際に色々な障害のある方々が参加をし、体験をしてもらいながら作り上げて行くようにすればもっと使い勝手が良くなるのではないのでしょうか。
- ・公園には日陰（木陰）のついたベンチ、階段には手すりが必要です。
- ・今は自分で病院に行っていますがこの先が心配です。

◎ 関係者へのニーズ調査

身体障がい者福祉協会壮警支部、NPO 法人サポートセンターたつか一む、さらら壮警、壮警町地域活動支援センター・ノンノの会員、利用されている皆さまにご意見、ご要望等は次のとおりです。

① 相談窓口(対応を含む)・サービス手続き

- ・ 役場には行きにくい、るぴなす（胆振圏域障がい者総合支援センター）のような独立した相談窓口が欲しい。
役場が相談窓口になっていることも住民にはわかりにくいのでそこから周知をするべきである。
- ・ 知りたいことやわからないことが、町に問い合わせた良いことなのかわかりにくく、どこに相談して良いかわからない。
- ・ 不安に思っていることが多くあるが、誰に相談して良いか悩んでいる。
- ・ 役場に頻繁に行っているが役場に行ったからと言って必ず解決できるとは限らない。
- ・ 役場に女性専用の窓口を作って欲しい。
- ・ 他の市町の実施しているサービスがどの様に利用できるかそれぞれの役場にガイドブックをおいて欲しい。
- ・ 特定疾患の更新手続き等は毎年、室蘭に行かなければならないが、各市町村の役所で手続きが出来るようにして欲しい。
- ・ 役場の住民票をもらう窓口で結婚の手続きも離婚の手続きも行っている。離婚やひとり親、障がい者などの相談などプライベートに配慮した場所で対応するべきだ。
- ・ 他市町でひとり親の関係制度の手続きをした際、心ない質問を受け非常に傷ついたことがあった。利用者のことをよく考えた制度の構築など考えて欲しい。この日以来、役所へ怖い、とイメージを持ってしまった。
- ・ 制度を利用する人と役場の人が人として向き合う事が必要。接客のスキルの基本に繰り返し立ち戻る必要がある。
- ・ 障がい者の他、町民が職員に対し指名制をとる方法も良いのではないか。
- ・ 福祉の担当課は車いすの人が必ず配置したり、5割の職員は障がい者にするなど当事者の気持ちがわかるような人事にするべき。
- ・ 精神疾患を持っていてもどこの施設を利用して良いかわからない。どこに相談して良いのかこういう場合はここに行くなど相談窓口がわかりやすくして欲しい。役場の冊子などでもう少し分かりやすくして欲しい。

② 公共施設等

- ・ 町内の公共浴場には男女共用の施設がない。夫の介護をするため一緒に入ることが出来ないで週に一度でも男女共用で入ることが出来るよう考えて欲しい。
- ・ 町営温泉はどこも障がい者用ではなく健常者用に出来ている。浴室の足下が暗く、また浴槽もどこから入れば良いかわからず目の不自由な人には危険。段差も歩幅が不自然。
- ・ 役場の職員も公共浴場に入るべき。

- ・ 足腰の悪い者向けの高さのある椅子が不足している。利用者が多い時間帯は利用できず苦慮している。

手の不自由な人、足の不自由な人それぞれにあった浴室を考えて欲しい。

- ・ 自動車を持っていない者が安全に歩行できるよう歩道を整備して欲しい。

③ 交通体系

- ・ 町内の交通体系について協議されていると思うが、障がい者は高齢になると、一般の高齢者より運転技術が劣ってしまいます。早めに整備して欲しい。
- ・ バスの本数が少なく不便なため増やして欲しい。
- ・ バスの増便、バスが住まいの近くに行くような小回りのきく移動手段の確保。
- ・ 壮瞥の計画で福祉バスのはなしがあるが買い物等のきめ細やかな対応を望みたい。
- ・ 大きい町だと障がいの1、2級、足が悪ければ3級の方にタクシー券の配付を行っているところがある。福祉バス、福祉タクシーの設置かタクシー券の配付など予算が無いなら無いなりのアイデアが必要。
- ・ 1台予約制の車があり、運転係を決め同じ方向に行く人が乗り合いで利用できるようなシステムも良い。

④ 住まい

- ・ 公営住宅が少ない。精神保健福祉手帳を持っているので一人暮らしは難しいと思う。そこで、女性だけのグループホームを作って欲しい。
- ・ 各事業所の近くに公営住宅が欲しい。
- ・ 公営住宅の年齢制限や建部団地の老朽化が気になる。我々のような者の優先的に公営住宅に入居できるよう検討して欲しい。
- ・ 単身者用の公営住宅は結婚して世帯用の住宅に移る前提で作られているは制度だから仕方がないが、障がいを持っている私たちは社会的困難があるため結婚など普通の人生を送れるとは限らない。結婚など普通の人を前提に制度を作っているのであれば、私たちが独身であったり、人の手を借りなくてはいけない状態であっても町内で生活できるよう保証して欲しい。
- ・ 公営住宅で障がいを持った人が2階に住んでいるケースがあるが、途中で1階にうつることは出来ないか。このような状況を町で見回りをすべき。

⑤ 仕事

- ・ 夏場は仕事があるが、冬場はボランティアで果樹園のぶどうのつるおろしで寒くてつらい。冬でも働ける暖かいハウスが欲しい。

以前、ホテルで就労していた方もいるので清掃の仕事などあったら良い。

⑥ 地域の暮らし他

- ・ 以前障害程度区分認定調査を受けたが、何に活かされているかわからないので説明して欲しい。
- ・ 昨年、脳卒中で倒れ今後が不安だ。

- ・ 送られてきたアンケートの内容を見て、自分が障がい者と見られているだと感じた。
自立しているのに障がい者と扱われていることにはがっかりした。
体の機能の一部に衰えがあり、それは障がい者かもしれないがそうじゃない（自分では）と思っていた。自立している自分たちではなく知的や難病の人にもっと目を向けて欲しい。
- ・ 町と支部(身障者福祉協会壮瞥支部)の事務局とは連携を密にしているのか。
障がい者で外出もせず閉じこもりがちの人のために町の窓口などで支部の活動情報など周知してもらえると参加人数も増える。
- ・ 障がいを持っていると周囲から変わった目で見られるのが苦痛。
- ・ 壮瞥には農協しかなく大きなスーパーもない、コンビニが1件程度しかない。
住むためには買い物をするところが多く必要。
- ・ 町外から来ているが、今住んでいるところは坂の上で非常に不便である。
アレルギーで普通のスーパーで売っている物が食べられない。インターネットを使い購入しているが、回線が良くなかつながりにくい。このようなインターネットの環境整備も体の不自由な者には必要。
- ・ 誰でも参加できるサロン事業を継続して欲しい。
- ・ 他の市町で結婚相談所を運営している町があるが、このような対応も必要。

3 障がい者関連団体等の現状

(1) 障がい者関連団体

町内の主な障がい者関連団体は、次のとおりです。

名 称	主 な 活 動
胆振地区身体障害者福祉協会 壮瞥支部	目的：身体障がい者の自立更正及び身体障がい者福祉法の増進。 活動：北海道及び胆振管内障がい者スポーツ大会への参加協力。 町社会福祉大会及び各福祉事業への協力。

(2) 障がい者関連施設

町内の主な障がい者関連施設は、次のとおりです。

事業種別	事業所名	定員	設置者名
共同生活介護・共同生活援助	ほーむ たつか	8	NPO法人サポートセンターたつかーむ
共同生活介護・共同生活援助	ほーむ たきの	4	NPO法人サポートセンターたつかーむ
就労移行支援	合同会社農場たつかーむ	6	合同会社農場たつかーむ
就労移行支援	NPO法人さらら壮瞥	6	NPO法人さらら壮瞥
就労継続支援A	合同会社農場たつかーむ	14	合同会社農場たつかーむ
就労継続支援A	NPO法人さらら壮瞥	14	NPO法人さらら壮瞥

町外の主な相談支援事業所は次のとおりです。

事業種別	事業所名	設置者名
相談支援事業所	胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす	社会福祉法人北海道社会福祉事業団

第3章 障害者施策の考え方

1 将来フレーム

ここでは、障がい者施策を今後展開していく上での前提条件として、町における将来の人口及び障がい者数を推計します。

(1) 将来人口

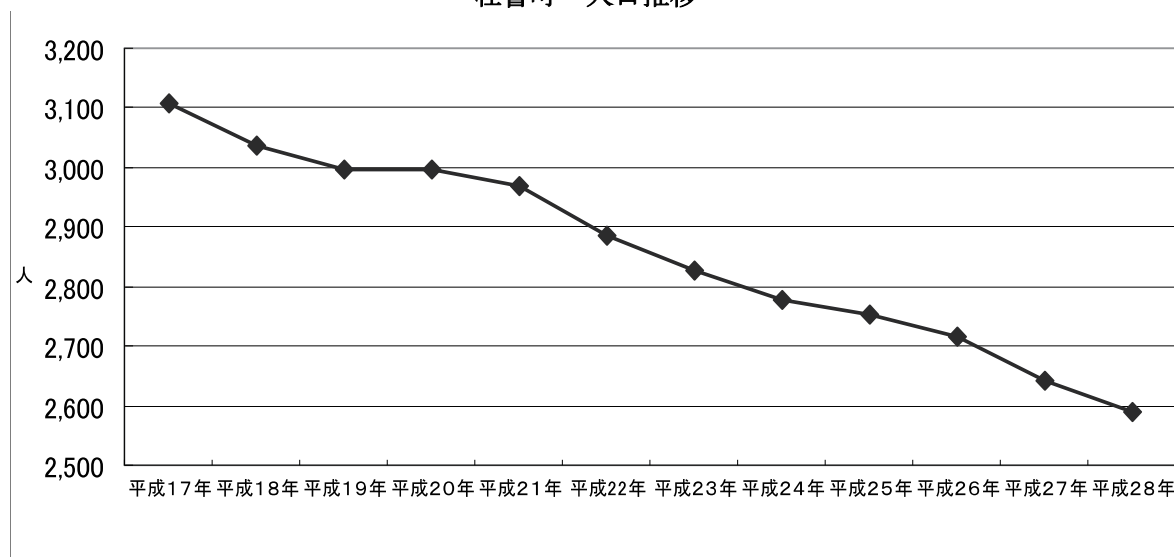
本町における人口は減少基調の中で推移しており、平成23年（12月31日）には2,828人（高齢化率34.3%）となっています。

こうした状況を踏まえ、将来人口を推計すると、平成25年度には2,753人（高齢化率36.5%）、さらに平成28年度には2,588人（高齢化率38.9%）にまで減少することが見込まれます。

将来人口

	現 況							将 来				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	3,107	3,037	2,998	2,995	2,969	2,884	2,828	2,776	2,753	2,715	2,643	2,588
40歳未満	1,111	1,056	1,024	1,009	1,003	960	935	884	844	824	797	766
40～64歳	1,065	1,037	1,028	1,013	1,000	955	922	909	904	889	843	813
65歳以上	931	944	946	973	966	969	971	983	1,005	1,002	1,003	1,009
高齢化率	29.96%	31.08%	31.55%	32.48%	32.53%	33.59%	34.33%	35.41%	36.50%	36.90%	37.94%	38.90%

壮瞥町・人口推移



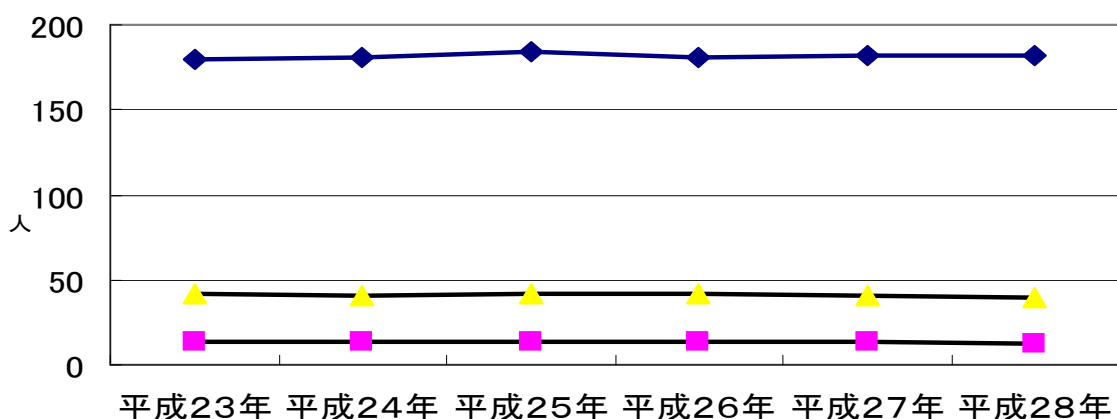
(2) 将来障がい者数

将来の障がい者数について、平成23年12月31日現在の障がい種別・性別・年齢別障がい者データに基づく出現率により推計してみると、現在の236人とほぼ同じの234人程度となることを見込まれます。

将来障がい数

種別	現況	推計				
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障がい者	180	181	184	181	182	182
知的障がい者	14	13	14	13	13	12
精神障がい者	42	41	42	42	41	40
総計	236	235	240	236	236	234

※出現率に基づく推計



◆ 身体 ■ 知的 ▲ 精神

※障がい者数の予測結果について

- ◇予測結果について障がい種別にみると、高齢者を主体とする身体障がい者は人口構造の高齢化による影響で、人口減少化の中でも現状程度の数が見込まれます。
- ◇一方、知的障がい者及び精神障がい者については、身体障がい者に比べ比較的若い世代を主体としているため、出現率による予測結果としては緩やかな減少が予測されます。
- ◇しかし、特に精神障がい者については、今後、施策的にも福祉環境的にもノーマライゼーション等の福祉意識の向上を図ることで、精神障害者保健福祉手帳等を所持することに対する偏見・スティグマが低減・解消され、把握可能なデータとして顕在者が増加していくことは十分に考えられます。

※「スティグマ」～個人に非常な不名誉や屈辱を引き起こすもの。

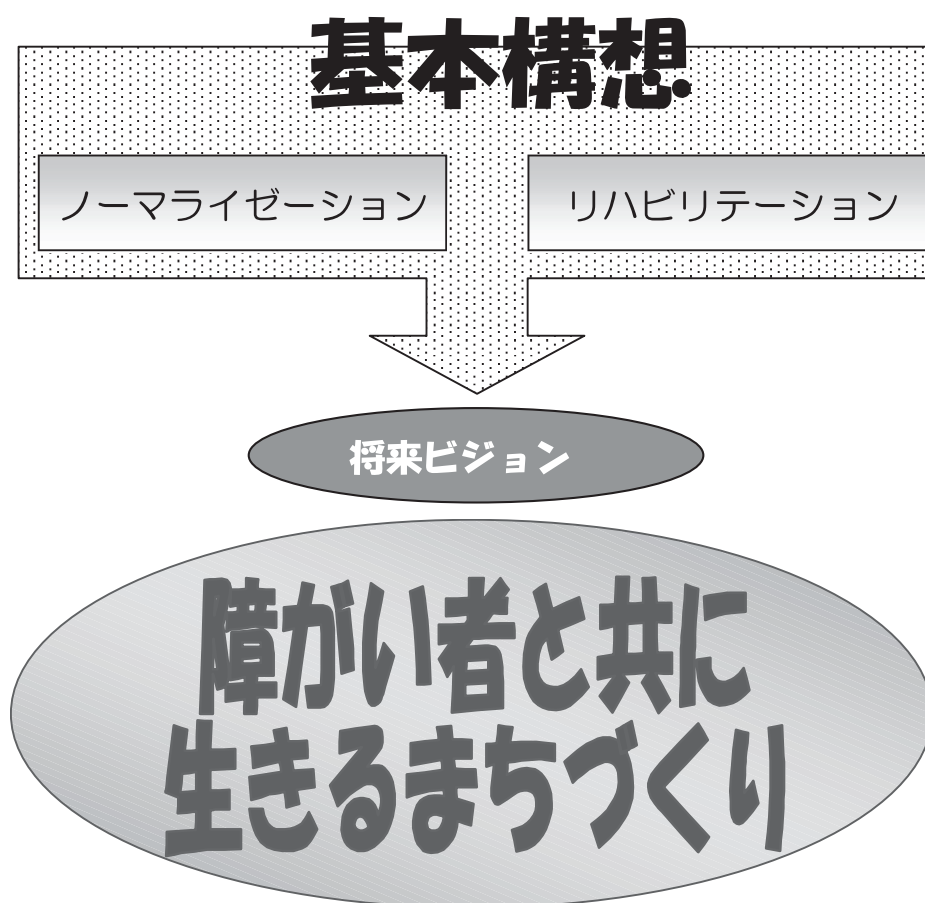
2 障がい者施策のビジョン

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたってともに活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方、また、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方、こうした2つの考え方を本計画の基本理念とします。

(2) 将来ビジョン

基本理念を踏まえ、本町では次のような障がい者施策の**将来ビジョン**を掲げます。



※「ノーマライゼーション」～障がいのある人もない人も一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※「リハビリテーション」～身体に障がいを受けた方などが、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。

※「将来ビジョン」～将来の構想や展望。

3 基本方針

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本方針に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

● 障がい者の主体性・自立性の確立

障がい者の自立は、

- ・ 障がい者自らが進んでその障がいを克服すること
- ・ 持っている能力を最大限に発揮すること
- ・ 社会を構成する一員として主体的に自らの生活を確立すること
- ・ 積極的に社会参加をしていくこと

等の過程を通して実現されるものです。

そこで、障がい者が主体性や自立性を確立していくためには、障がい者の人間としての尊厳や権利が尊重されるとともに、自立や社会参加等を通じた自己実現を達成するための様々な支援や条件整備を総合的に推進する必要があります。

障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、その障がいを克服する過程を支援し、障がいがあることによって感じる様々なバリア（障壁）を取り除いていくことがとても重要であると考えます。

● 障がい者・介護者の高齢化への対応

高齢化がますます進行する中で、障がい者自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻化してきています。

こうした障がい者・介護者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した支援を推進していきます。

● 協働によるすべての人のためのまちづくり

これからの地域社会においては、それを構成するすべての住民が互いに協力し支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、住民と行政との協働により、地域に住むすべての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく、暮らしやすい社会を築いていくことが重要です。

そのために、障がい者を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、障がい者が、例えば気まずい思いをすることなく自由に社会活動に参加できるような、**バリアフリー**のまちづくりを推進するとともに、すべての住民が障がい・障がい者を理解し、地域福祉等のまちづくりに主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

※ 「バリアフリー」～障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

4 基本目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応する計画となるよう、町としてそれらの課題について平成26年度の数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むこととしています。

基本目標【障がい福祉計画】

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	指標(国標準)
入所者数(人)	12人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度(H26年度)の地域生活移行者数(人)	1人	平成17年10月1日の施設入所者数のうち、平成26年度末において3割以上の方が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
目標年度の(H26年度)の減少見込数(人)	1人	平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者から18%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	指標(国標準)
平成17年度の一般就労移行者数(人)	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
目標年度(H26年度)の年間一般就労移行者数(人)	0人	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しています。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	H26年度、福祉施設を利用する人数(※)		割合(%)
		うち就労移行支援を利用している人数【目標値】	
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数(人)	29人	2人	7%

(4) 就労継続支援A型事業の利用者数

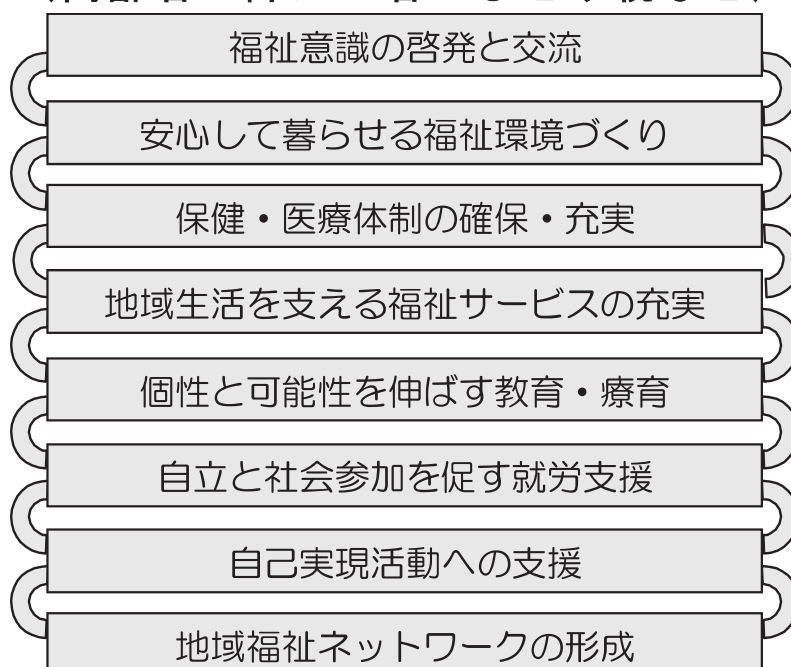
項目	H26年度末の就労継続支援(A型)及び(B型)利用者数		割合(%)
		うち就労継続支援(A型)を利用している人数【目標値】	
就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援A型事業を利用する人数(人)	14人	12人	86%

5 ビジョン実現に向けた施策・サービス体系

「障がい者と共に生きるまちづくり」という本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

障がい者と共に生きるまちづくり

共生型社会の仕組みづくり (高齢者・障がい者・ひとり親など)

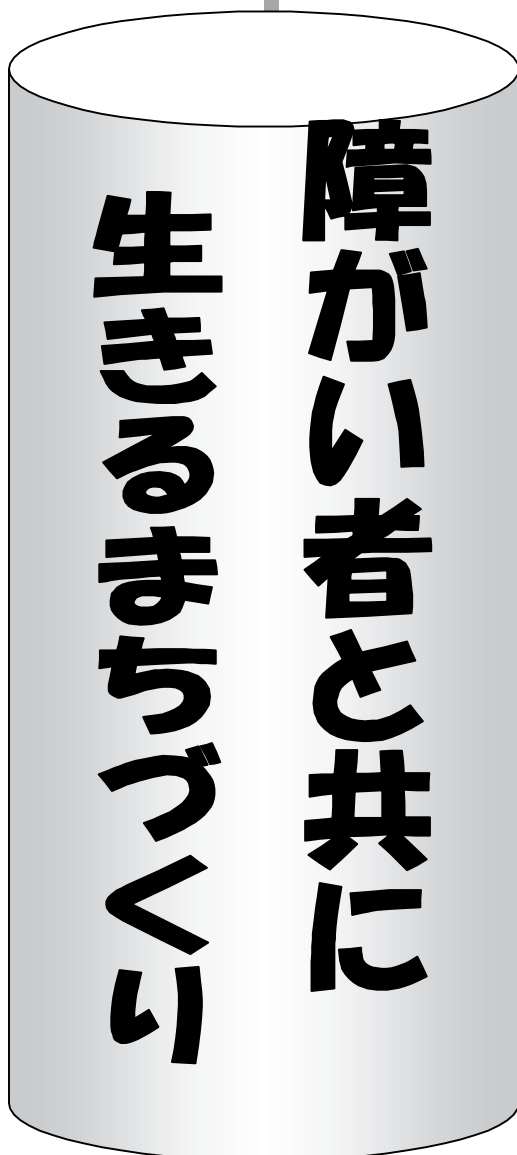


1 福祉意識の啓発と交流

- 1) 広報活動の充実
- 2) 啓発活動の充実
- 3) 講演会や福祉講座の充実
- 4) 障がい者団体との連携
- 5) 公共窓口における障がい者への配慮
- 6) 啓発教育の促進

2 安心して暮らせる福祉環境づくり

- 1) 公共施設の整備
- 2) 公営住宅整備事業の推進
- 3) 避難誘導體制の整備
- 4) 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知（日常生活自立支援事業）
- 5) 相談支援体制の充実(新規)
- 6) 移動・交通体制の整備(新規)
- 7) 高齢者等、孤立しがちな住民の見守り・情報共有体制の整備(新規)



3 保健・医療体制の確保・充実

- 1) 家庭訪問
- 2) 巡回児童相談
- 3) 機関訪問
- 4) 子供相談

4 地域生活を支える福祉サービスの充実

- 1) 指定障がい福祉サービス
- 2) 地域生活支援事業

5 個性と可能性を伸ばす教育・療育

- 1) 障がい児保育の推進
- 2) 指導内容の充実
- 3) 関係機関との連絡強化
- 4) 就学指導體制の充実
- 5) 就学・教育相談の充実

6 自立と社会参加を促す就労支援

- 1) 障がい者雇用に対する理解促進
- 2) 障がい者雇用の機会の拡大
- 3) 経済的安定の確保

8 地域福祉ネットワークの形成

- 1) ボランティア活動の推進
- 2) 福祉ボランティアの育成
- 3) 社会福祉協議会等との連携
- 4) 地域ネットワーク化の促進

7 自己実現活動への支援

- 1) 情報提供の推進
- 2) 福祉意識向上と社会参加の促進
- 3) 文化活動の支援

第2編 障がい者計画

第1章 福祉意識の啓発と交流

施策展開の考え方

これまで広報紙や社会福祉協議会主催の「福祉ひろば」等において啓発活動、交流活動等の促進を通じて障がい者に対する理解の促進に努めてきましたが、これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。

そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深められるよう、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりが求められています。

施策の展開

1) 広報活動の充実

【第1期実施状況】

平成19年8月に発行した町政説明書「かけはし」に第1期計画の概要版（計画の性格、基本理念、将来ビジョンと施策の目標、障害者自立支援法によるサービス体系等）を掲載しています。

その他、毎月発行の町広報紙の「保健センターだより」でこれまでに2回「うつ病」について掲載しています。

ただし、町のホームページには情報を掲載していません。

【第2期実施方針】

「広報そうべつ」などのメディアを活用しながら、住民への情報提供を充実し、障がいに関する理解を深めるための啓発活動に努めます。

町のホームページについても、障がい関連の情報コンテンツの充実を図っていきます。

また、広域事業なども含めた福祉サービス一覧表の作成・配付、公共施設において関連のDVD等を使った広報啓発を実施します。〔住民福祉課〕

2) 啓発活動の充実

【第1期実施状況】

「ふれあい広場‘07そうべつ福祉まつり」でたつか一む高野代表より事業概要等説明いただきました。

「福祉ひろば2008」で壮瞥町地域活動支援センター・ノンノ向後センター長より事業内容について発表、「福祉ひろば2009」で車いすのピアニストによるピアノコンサート、平成20年度から22年度には壮瞥町地域活動支援センター・ノンノの実演展示を実施し、障がい者に対する住民理解の促進に努めています。

【第2期実施方針】

引き続き障がい者に関する啓発活動を広報や各関係団体と連携して実施していきます。

- 共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）の理念の普及
- 障がい者に対する住民理解の促進
- 住民一人ひとりが日常生活等の中で自ら実施できる配慮や工夫の周知

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

3) 講演会や福祉講座の充実

【第1期実施状況】

福祉ひろばにおいて講演会を実施しております。

【第2期実施方針】

手話や点字の普及等、障がい者への理解を深める取り組みを促進するとともに、障がい者福祉に関わる各種講演会等の開催に努めます。

開催内容についてもニーズにあった内容にできるよう検討していきます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

4) 障がい者団体との連携

【第1期実施状況】

身体障害者福祉協会壮警支部、NPO 法人サポートセンターたつかーむ、NPO 法人さらら壮警といった町内の関連団体と情報交換をしています。

【第2期実施方針】

各団体・事業所の会議等、会員や利用者の方々が集まる機会を活用し、情報交換や意見交換を行うなど障がい者団体との連携強化を促進します。

〔住民福祉課〕

5) 公共窓口における障がい者への配慮

【第1期実施状況】

プライバシーに関わる事案は相談室を使用するなど、来庁された方への配慮を忘れないように心がけています。

【第2期実施方針】

役場等における公共窓口での障がい者への対応について、相談室等の個室の利用や一般の方々と離れた場所で対応、また対応の際の言葉などに充分配慮した適正な対応・取組を行います。

〔全部署〕

6) 啓発教育の促進

【第1期実施状況】

各学校とも主に総合学習の時間に啓発教育を実施しています。

また、「思いやりの心」を大切に児童、生徒の育成に取り組んでいます。

【第2期実施方針】

小・中学校の様々な活動において、障がい者福祉に関わる体験や実践を取り入れるなど、活動内容の充実を図るとともに、総合学習の時間を活用し、思いやりと福祉の心を育てるための啓発教育を推進します。

〔教育委員会・各学校〕

第2章 安心して暮らせる福祉環境づくり

施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

公営住宅においても新築住宅は、スロープ、手すり等の設置など対応をしていますが、既存の住宅には対応されていないのが現状です。

また、障がい者や介護者が高齢化していく中、災害時における障がい者の安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がい者の権利擁護については、制度的には地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度などがありますが、こうした制度に関する障がい者への周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障がい者の自立に向け、今後はさらにこれら制度に関する普及・充実に努めることが求められています。

施策の展開

1) 公共施設の整備

【第1期実施状況】

バリアフリーに配慮した整備の推進という観点から、新庁舎、山美湖、そうべつ情報館に手すり、多目的トイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、床の段差の解消に努めております。ただ、既存の施設には未整備が多いため解消が課題です。

【第2期実施方針】

公共施設(温泉施設を含む)について、障がい者や高齢者も含めて、誰もが安全に利用できるよう、スロープや視覚障がい者誘導用ブロック、多目的トイレの設置など、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

[建設課]

2) 公営住宅整備事業の推進

【第1期実施状況】

新築公営住宅においてスロープ、手すりを設置し、高齢者住宅等向け住宅には玄関で靴の履き替えに配慮した椅子の設置のほか、すべて引き戸にしたり、車いすでも対応できるよう開口幅の確保等に努めております。

ただ、建設年数の古い住宅はほとんど対応出来ていないのが現状です。

【第2期実施方針】

公営住宅の建設・整備に際しては、高齢者・障がい者に対応した段差解消や手すり設置などはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

また、既存の公営住宅においても手すり等の設置を検討します。

[建設課]

3) 避難誘導體制の整備

【第1期実施状況】

要援護者の状況等を事前に把握するシステムを構築するとしていますが、未だ構築できていません。

【第2期実施方針】

災害時に備え、地域における障がい者等（災害時要援護者）の支援体制等の構築を図るため、個人情報取り扱い等に配慮しつつ、要援護者の状況等を事前に把握するため要援護者リストの作成を進めます。

[総務課・住民福祉課]

4) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知

【第1期実施状況】

町民全般を対象として具体的な周知は現在までできていません。また、他市町の精神病院に措置入院した方について成年後見制度の利用の対応はしましたが利用には至っておりません。

【第2期実施方針】

判断能力の低下等により権利を侵害されやすい障がい者等のために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知及び利用支援に努めます。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

5) 相談支援体制の充実(新規)

担当部署において従前に引き続き各相談業務を行うとともに、相談しやすい環境整備を行うため、相談支援事業の民間委託を含めて、よりよい手法を検討します。

また、障害者手帳がない方などについても、社会参加や交流、活動ができる場所の確保についても、同様に、よりよい手法を検討していきます。

[住民福祉課]

6) 移動・交通体制の整備(新規)

公共交通や移送サービスの対象範囲の拡大・手法の改善を行います。

[総務課・住民福祉課]

7) 高齢者等、孤立しがちな住民の見守り・情報共有体制の整備(新規)

役場や社会福祉協議会、民生委員、自治会等が連携してひとり暮らし等で外出の少ない、孤立しがちな方々を見守り・情報を共有する体制の整備に取り組みます。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

8) 住宅改修費助成制度の検討(新規)

在宅で生活される方が安全で快適に生活するため、住宅の改修に必要な費用の助成制度整備を検討します。

[住民福祉課]

第3章 保健・医療体制の確保・充実

施策展開の考え方

これまでも健康づくり事業については、乳幼児期の発育、発達に心配のある方を早期に発見するため乳幼児健診、家庭訪問等を実施し対応をしていきました。

これからも引き続き実施し、また子育てに自信を持ってない母親が増加していることなどから、父親・家族・地域を巻き込んで子育てをする環境づくりが必要です。

施策の展開

1) 家庭訪問

【第1期実施状況】

母子健康手帳交付時から町民の出産の予定を把握し、母子の健やかな成長を支えています。

また、乳幼児健診において成長発達に心配がみられた子については、家庭訪問等にて発達の確認・支援を行っています。

成人期以降については、本人が地域の一員として、在宅生活や社会生活を送れるよう見守る中で、信頼関係を築き、本人・家族の身近な相談相手として気軽に相談してもらえよう、保健師やケースワーカー等の関係職種が家庭訪問を実施しています。

そして、必要に応じて病院・福祉施設・保健所等の関係機関と連携をし、支援を行っています。

【第2期実施方針】

障がい者が在宅生活を継続していけるよう、本人やその家族に対して、医療・福祉と連携しながら保健指導や支援を実施していきます。

〔住民福祉課〕

2) 巡回児童相談

【第1期実施状況】

乳幼児健診や保育所、学校等で、育児・発達に心配のある児童について、児童相談所の巡回児童相談を利用できる体制を整えています。

【第2期実施方針】

引き続き、事業を継続する他、制度を有効に活用していきます。

〔住民福祉課〕

3) 機関訪問

【第1期実施状況】

乳幼児期の発育・発達に心配のある児童を早期に発見し、適切な支援へと繋げるため、子ども発達支援事業を活用して、言語聴覚士や作業療法士、発達支援員による保育所訪問を実施しています。また、太陽の園の発達検査等を受診している児童については、保健師が出来る限り同伴訪問を行い、本人および家族の支援や関係機関との連携を図っています。

【第2期実施方針】

幼児期の発育・発達上の問題を早期に発見し、適切な支援へと繋げるため、言語療法士、作業療法士、町保健師等が保育所を訪問し、ケースに関する情報交換・支援について今後も実施していきます。

〔住民福祉課〕

4) 子ども相談

【第1期実施状況】

乳幼児が健やかに成長発達していけるように、乳幼児健診や育児サークルにおいて、保健師や管理栄養士、発達支援員等が相談に応じています。その中で、心配のある児童については、太陽の園や児童デイサービスと連携し、発達を促す専門的な支援が受けられるよう、対応しています。

【第2期実施方針】

幼児期の発育・発達上の問題を早期に発見し、適切な支援へと結びつくように、育児・発達などの問題について言語指導員、町保健師が対応していきます。

〔住民福祉課〕

第4章 地域生活を支える福祉サービスの充実

施策展開の考え方

障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がい者が地域の中でいきいきと暮していくためには、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障がい者にとって暮らしやすい地域づくり」を進めることが大切です。

障がい者をめぐる制度は転換期を迎えており、障害者自立支援法や発達障害者支援法の成立、介護保険制度改正などに対応した、障がい者にとって相談しやすい窓口を再構築するとともに、障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援していくことが望まれています。

こうした制度改革の流れの中で、障がい者施策は「施設から地域へ」と大きく変化してきています。

これまでも、こうした在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障がい者の地域生活を支えるサービスニーズを踏まえつつ、今後は一層の拡充を図っていくことが必要です。

施策の展開

障害者自立支援法に基づく指定障がい者福祉サービスや地域生活支援事業として対応していきます。（「第3編 障がい福祉計画」を参照）

障害者自立支援法に基づくサービス

★指定障がい福祉サービス

- ◇居住系サービス
- ◇日中活動系サービス
- ◇訪問系サービス
- ◇自立支援医療
- ◇補装具

★地域生活支援事業

- ◇相談支援
- ◇コミュニケーション支援
- ◇日常生活用具給付事業
- ◇移動支援
- ◇地域活動支援センター
- ◇その他の事業

第5章 個性と可能性を伸ばす教育・療育

施策展開の考え方

これまで「障がい児保育実施要綱」の制定、保育士の研修などを実施し受入体制の整備を図ってきました。

障がい児と障がいのない児童が同一の場で遊びや生活をともにできるような教育は、障がい児に対する理解促進や障がい児の心身の発達促進のためばかりではなく、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

施策の展開

1) 障がい児保育の推進

【第1期実施状況】

各保育士が定期的に障がい児保育に関する研修を受講し、受入体制を整備しています。また、平成22年10月には「そうべつ子どもセンターにおける障がい児保育実施要綱」を制定し、同要綱に基づく受入、保育士の加配も行っています。

【第2期実施方針】

障がい児と障がいのない児童が、同一の場で遊びや生活をともにする障がい児保育の充実を図ることにより、障がい児に対する理解を促進するとともに障がい児の心身の発達を促します。

〔住民福祉課〕

2) 指導内容の充実

【第1期実施状況】

保健師活動として太陽の園の医師より、対象児の特異性を確認したうえで、作業療法士や言語聴覚士、心理士より発達を促す関わり方等、助言をもらっています。また、保育所訪問により、集団活動の中での児童の様子を確認したうえで、集団の中での関わり方や友達との関わり方についても助言をいただき、社会性も育てています。

さらに保育士についても保健師等の関係職種とあわせて障がい児に関する研修等に参加するなどして、能力向上を図り、指導内容を充実しています。

【第2期実施方針】

引き続き、障がい児に関する研修等に保育士や保健師等の関係職員が参加するなどして、能力向上を図り、指導内容を充実します。

また、自閉症などの発達障がいに対する専門的な知識や技術の習得に努め、職員の資質向上に努めます。

〔住民福祉課〕

3) 関係機関との連携強化

【第1期実施状況】

乳幼児健診や育児サークルにおいて、発達障がいへの心配があると思われる児童に対し、児童デイサービス事業所あいあいROOMと連携し、助言を含めた継続支援を行っています。

【第2期実施方針】

障がい児の保育にあたっては、望ましい発達を図るため、障がい児が関係する機関[児童デイサービス等(児童発達支援事業)の事業所]との連携を強化します。

〔住民福祉課〕

4) 就学指導体制の充実

【第1期実施状況】

就学指導体制の充実を図るため、教育委員会において、特別支援教育連携協議会を設置し、支援が必要な児童生徒に対し、一人ひとりにあつた就学措置や指導方法等を検討しています。

また、就学指導委員会では、教育委員会の諮問を受け、上記協議会の意見を元に、個々にあつた就学措置を検討し、教育委員会に答申しています。

【第2期実施方針】

適切な就学指導を行うため、就学指導体制の充実を図っていきます。

〔教育委員会〕

5) 就学・教育相談の充実

【第1期実施状況】

教育委員会において、保護者からの依頼を受け、関係機関と連携を図り、就学・教育相談を実施しています。

【第2期実施方針】

保護者への適切な指導助言に努めます。

〔教育委員会〕

第6章 自立と社会参加を促す就労支援

施策展開の考え方

これまでも個々のケースについては雇用に対する理解促進を図るため関係機関と連携をしてきました。

自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

しかし、雇用自体がまだまだ少ないのが現状であり、雇用の拡大を促進していくことが求められています。

施策の展開

1) 障がい者雇用に対する理解促進

【第1期実施状況】

現状では、これまで具体的な事業は実施していませんが、個々のケースについては町内事業所、だて生活支援センター、伊達市障がい者総合相談支援センターあいと連携し、本人の働く意思を尊重し、精神的・身体的に過度のストレスがかからないよう配慮しながら、短時間でも長時間でも仕事が継続できるよう、障がい者雇用について協議しております。

【第2期実施方針】

公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関や関係部署と連携を図り、企業や住民の理解を促進する啓発活動に努めます。

〔住民福祉課〕

2) 障がい者雇用の機会の拡大

【第1期実施状況】

現状では具体的な事業には至っていません。

昨年、精神障害者の方に町内関係事業所、伊達市障がい者総合相談支援センターあい、ハローワーク情報を紹介し、施設見学へ同行もしましたが利用には至っていません。

【第2期実施方針】

企業の理解や意識を高めるため、障がい者雇用に係る相談先や助成制度等の情報提供を行います。

また、障がい者を積極的に雇用している企業等からの物品の調達や事業の優先的な発注等に配慮するなど、障がい者雇用の促進と障がい者の自立を支援します。

〔住民福祉課〕

3) 経済的安定の確保

【第1期実施状況】

現状では具体的な町単独での事業は行っていません。

【第2期実施方針】

障がい者の経済的安定を図るため、今後も国・道等に対して各種手当等の制度的充実を働きかけていきます。

〔住民福祉課〕

第7章 自己実現活動への支援

施策展開の考え方

これまでも生涯学習においては情報提供の実施、福祉ひろばにおいて福祉意識の向上に努めてきました。

引き続き、学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

今後も社会福祉協議会等の関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がい者が積極的に社会参加できるような環境づくりに努めていきます。

施策の展開

1) 情報提供の推進

【第1期実施状況】

現状では障がい者に特化した情報の提供は行っていませんが、全町民に対し生涯学習の情報提供を広報にて行っています。

【第2期実施方針】

生涯学習情報の積極的な提供が可能になるよう、様々な情報の提供方法を検討していきます。

[教育委員会]

2) 福祉意識向上と社会参加の促進

【第1期実施状況】

平成20年度からはじめた「福祉ひろば」において壮警町地域活動支援センター・ノンノの実演・展示、「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」など実施し、一般社会への参加の機会を増やすよう努めています。

【第2期実施方針】

社会福祉協議会等の関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がい者が積極的に社会参加できるような環境づくりを推進します。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

3) 文化活動の支援

【第1期実施状況】

社会福祉協議会に事務局のある身体障害者福祉協会壮警支部では毎年、胆振管内のスポーツ大会への参加、研修会への参加、支部の視察研修を実施、また、個人では全道障がい者スポーツ大会に参加しています。

【第2期実施方針】

障がい者や障がい者団体の自主的、主体的な文化活動の支援の方法について検討するとともに、活動や発表の場の提供に努めます。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

第8章 地域福祉ネットワークの形成

施策展開の考え方

これまでも社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会等を中心にボランティア活動の推進に努めてきました。

障がい者が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がい者も含めた住民、事業所など、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合わせていく必要があります。

こうした視点からも、町ではボランティア活動等への支援を行っていますが、今後の地域福祉において住民活動やボランティア活動は大きな担い手として期待されています。

住民との協働による地域福祉を実現するため、地域ぐるみでの障がい者支援を可能にするような地域ネットワークづくりに努めていきます。

施策の展開

1) ボランティア活動の推進

【第1期実施状況】

ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会では誰でも参加しやすいボランティア活動を目的に毎年6月に「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」を実施し、多くの町民の方の参加をいただいております。平成23年6月開催分では「さらら壮瞥」の利用者の方々が、社会参加の一端とした活動として参加されています。

また、毎年実施しているふれあい交流会事業では平成23年9月実施分で身体が不自由で思うように外出できない方を対象に家族やボランティアの協力を得て、行楽地に出かける事業を実施し、多くの参加者で地域住民のボランティア活動への理解の促進に努めることが出来ました。

【第2期実施方針】

障がい者の地域における自立支援の確立に向け、その生活を援助するボランティア活動や障がい者の社会参加を援助するボランティア活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助するボランティアなど、高齢者を含めた広範なボランティア活動に対する支援充実に努めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解を促進します。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

2) 福祉ボランティアの育成

【第1期実施状況】

平成20年2月にボランティア研修会として「NPO法人シーズネット 代表 岩見太市氏」の講演で高齢者、障がい者を含めて社会的に弱い立場の住民の方々を支援する地域の在り方について考えました。

また、平成23年3月には「北海道総合福祉研究センター五十嵐教行氏」による傾聴技法について学ぶなど福祉ボランティアの育成に努めています。

【第2期実施方針】

障がい者問題等に対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進するため、福祉ボランティアの育成に努めます。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

3) 社会福祉協議会等との連携

【第1期実施状況】

社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会と連携し、毎年実施している「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」や社会福祉協議会に委託しております高齢者在宅生活支援事業の「配食ボランティア」、高齢者の方々の一人暮らしの安否確認を含めた友愛訪問といった手軽に協力いただけるボランティアの推進等に取り組んでいます。これまで実績はありませんが、民生委員の相談支援を通じて障がい者と地域との連携役として、その活動の充実を促進しております。

【第2期実施方針】

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。

また、民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がい者と地域との連携役として、その活動の充実を促進します。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

4) 地域のネットワーク化の促進

【第1期実施状況】

地域で安心して事が出来る体制づくりのため各地域の住民の方同士がお互いに見守り助け合いを目的に自治会をにおいて小地域ネットワーク活動事業を推進し、ネットワーク活動を支援しております。

【第2期実施方針】

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり、地域ぐるみの福祉コミュニティづくりを推進するため、地域住民や自治会等の自主組織、住民活動、ボランティア団体、事業所などとのネットワークづくりを推進します。

[社会福祉協議会・住民福祉課]

第3編 障がい福祉計画

第1章 障害者自立支援法によるサービス体系

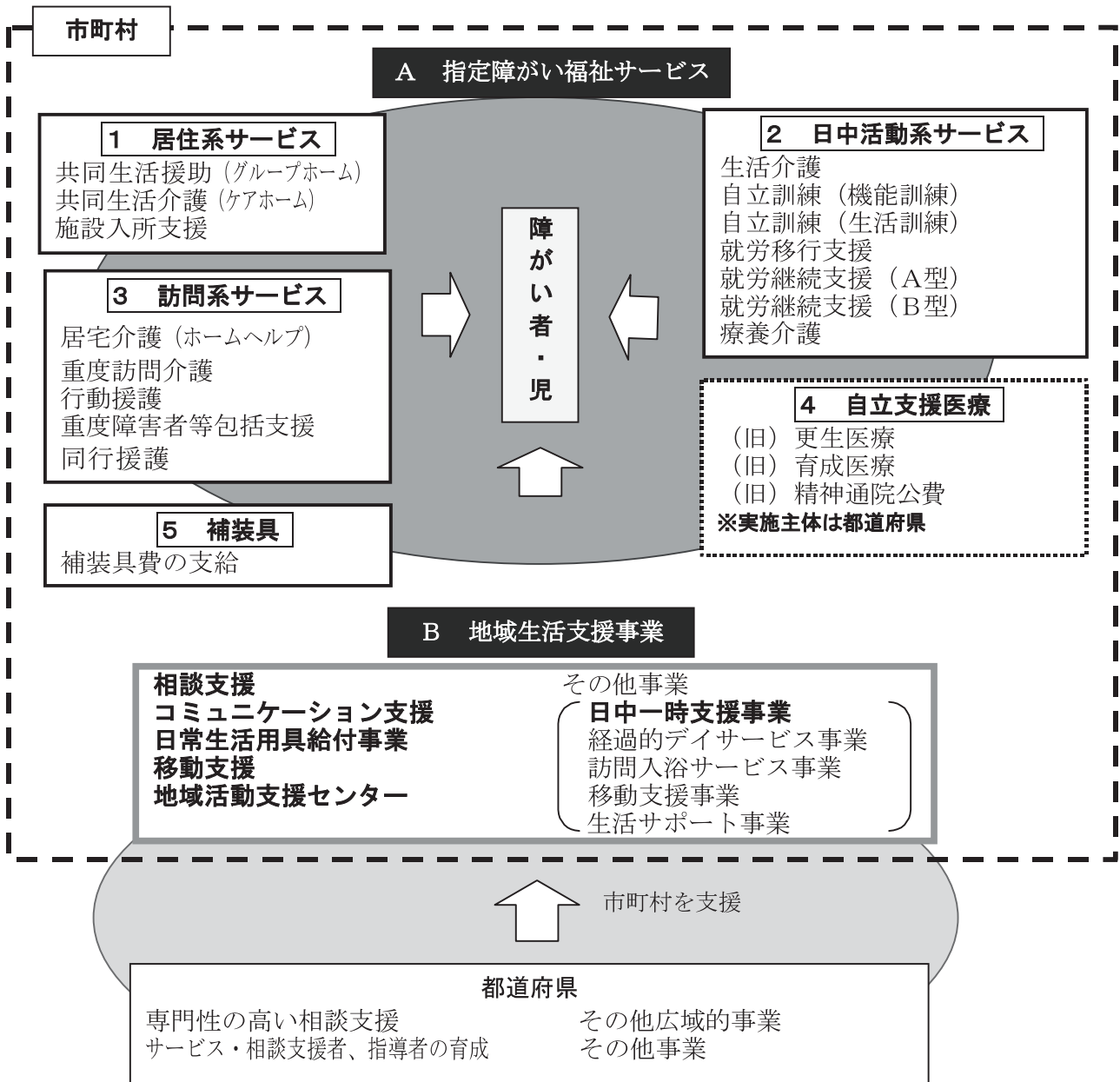
「障害者自立支援法」に基づくサービスは、「指定福祉障がいサービス」と「地域生活支援事業」に分かれます。

「A指定障がい福祉サービス」は、障害者自立支援の中心となるサービス群で、国の事業として国からは国庫負担金（義務的経費）が支出されます。

「居住系サービス」と「日中活動系サービス」、「訪問系サービス」、「補装具」は市町村が実施主体に、また「自立支援医療」は都道府県が実施主体になります。

「B地域生活支援事業」は、都道府県や市町村の事業として国から国庫補助金（裁量的経費・統合補助金）が支給され、都道府県や市町村が任意に実施していく事業です。

障害者自立支援法のサービス体系



第2章 法改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（つなぎ法）」である平成24年4月の法改正にともなう内容は次のとおりです。

(1) 利用者負担の見直し

利用者負担について、負担上限を「1割」とする応能負担を原則としてしますが、同一世帯の場合、障がい者福祉サービスと補装具費、児童福祉法サービス、介護保険サービスが利用者負担を合算し負担を軽減を図ります。

(2) 障がい者の範囲の見直し

発達障がいのある方が障がい者の範囲に含まれる事が法律上明確になります。

また、高次脳障がいのある方についても対象となることを通知等で明確になります。

(3) 相談支援の充実

○ 相談支援体制の強化

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（任意設置）を市町村に設置。

また、市町村自立支援協議会が、設置の促進や運営の活性化のため、法律上設置が明確化されます。

○ 支給決定プロセスの見直し

現在、サービス利用計画の作成は市町村の支給決定後となり、対象者が限定されており利用されておりませんでした。支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とすることとなります。

(4) 障がい児支援の強化

○ 通所サービス実施主体の市町村への移行

障がい児支援の主体が、事実上市町村へ一本化されます。

（入所施設を除き、支給決定権が児童相談所から市町村へ委譲）

○ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

- ・学齢児の放課後、長期休暇支援として「放課後等デイサービス」を創設
- ・地域の幼稚園や保育所などに通う障がいのある子どもを支援するため、「保育所等訪問支援」を創設

(5) 自立した生活のための支援充実

○ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成(平成23年10月施行)

グループホーム・ケアホームの月額1万円の家賃の補助を実施

○ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的としている事業を任意事業から必須事業へとする。

2 障害者総合支援法

障害者自立支援法の制度の谷間を解消するため「障害者総合支援法」が制定される予定です。

3 障がい者虐待防止法

障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するための事業を平成24年10月から実施します。

第3章 指定障害福祉サービス

1 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み

指定障がい福祉サービスの必要量については次のように見込みます。

① 訪問系サービス

(表示単位: 月間)

● 居宅介護

居宅における入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
居宅介護	10時間分 (実人員1名)	43時間分 (実人員2名)	65時間分 (実人員4名)	65時間分 (計画人員4名)	65時間分 (計画人員4名)	65時間分 (計画人員4名)

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介護、外出時の移動の支援を総合的にを行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
重度訪問介護	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分

● 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
行動援護	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分

● 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、その障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
同行援護			0時間分 (見込人員0名)	10時間分 (計画人員1名)	10時間分 (計画人員1名)	10時間分 (計画人員1名)

※ 平成23年10月施行のサービスです

● 重度障がい者包括支援

重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
重度障がい者等 包括支援	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分

② 日中活動系サービス

● 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
生活介護	61人日分 (実人員3名)	66人日分 (実人員3名)	177人日分 (実人員10名)	352人日分 (計画人員16名)	352人日分 (計画人員16名)	352人日分 (計画人員16名)

● 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
自立訓練 (機能訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分

● 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
自立訓練 (生活訓練)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	22人日分 (計画人員1名)	22人日分 (計画人員1名)	22人日分 (計画人員1名)

● 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込める障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
就労移行支援	47人日分 (実人員3名)	63人日分 (実人員4名)	46日分 (実人員5名)	66人日分 (計画人員3名)	66人日分 (計画人員3名)	66人日分 (計画人員3名)

● 就労継続支援(A型=雇用型)

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
就労継続支援 (A型)	161人日分 (実人員8名)	143人日分 (実人員8名)	143人日分 (実人員9名)	220人日分 (計画人員10名)	264人日分 (計画人員12名)	264人日分 (計画人員12名)

● 就労継続支援(B型=非雇用型)

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
就労継続支援 (B型)	20人日分 (実人員1名)	36人日分 (実人員1名)	38人日分 (実人員2名)	44人日分 (計画人員2名)	44人日分 (計画人員2名)	44人日分 (計画人員2名)

● 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクレーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
療養介護	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

● 児童デイサービス

児童の日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
平成24年4月より児童福祉法において「児童発達支援」「放課後等デイサービス」として実施される予定です。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
児童デイサービス	8人日分 (実人員8名)	7人日分 (実人員5名)	13人日分 (実人員7名)	13人日分 (実人員7名)	13人日分 (実人員7名)	13人日分 (実人員7名)

● 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
短期入所	1人日分 (実人員1名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)

③ 居住系サービス

● 共同生活援助(グループホーム)

介護の要らない軽度知的障がい者、精神障がい者で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

● 共同生活介護(ケアホーム)

介護を要する重度知的障がい者、精神障がい者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
共同生活援助・ 共同生活介護	11人分	10人分	12人分	15人分	15人分	15人分

● 施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
施設入所支援	3人分	3人分	8人分	14人分	14人分	14人分

○ 計画相談支援

適切なサービスを提供するため、障害者自立支援法の改正により、平成24年度から段階的に障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象としてサービス利用計画を作成することとなるため、一定の質を確保しつつ、相談支援体制の量的拡大を図ります。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
計画相談支援	0人	0人	0人	15人	15人	10人

○ 地域移行支援

福祉施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
地域移行支援	0人	0人	0人	2人	2人	2人

○ 地域定着支援

地域で単身生活している障がい者等の常時の連絡体制を構築し、緊急連絡や相談対応等を行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
地域定着支援	0人	0人	0人	2人	2人	2人

※ いずれも平成24年度施行新規事業

2 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策

◇指定障がい福祉サービスの必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、指定障がい福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めていきます。

(1) 訪問系指定障がい福祉サービス

◇施設入所者の地域移行により、障がい者が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退所後の生活が円滑にできるように、必要量の確保に努めていきます。

(2) 日中活動系指定障がい福祉サービス

◇旧体系から障がい者自立支援法に基づく新体系への福祉施設の移行進展等に伴い、生活介護等のサービス見込み量が増加していくことが見込まれることから、こうしたサービス提供事業者の参入等を促すなど、見込み量の確保に努めます。

◇短期入所については、既存の施設の中でサービス量の確保を図ることとします。

(3) 居住系指定障がい福祉サービス

◇福祉施設から地域生活への移行並びに居宅からグループホームやケアホームへの移行が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームやケアホームの設置を促進します。

第4章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

本町に住む障がい者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、指定障がい福祉サービスを補完する事業として「壮瞥町地域生活支援事業」を実施します。

「壮瞥町地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び独自事業により構成されます。

【必須事業】

- ・ 相談支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

【独自事業】

- ・ 日中一時支援事業

○障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

地域生活支援事業は、指定障がい福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。今後も、町では多様化するニーズ等を踏まえ、必要なサービスの把握・検討に努めます。

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量については次のように見込みます。

① 相談支援事業

● 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。

サービス名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画
障がい者相談支援事業	1か所 [0人]	1か所 [0人]	1か所 [0人]	1か所 [2人]	1か所 [2人]	1か所 [2人]

● 地域自立支援協議会

地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決にむけた協議を行います。

また、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。

サービス名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画
地域自立支援協議会	無し	無し	無し	有り	有り	有り

● 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。

サービス名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	(0件)	(0件)	(0件)	(1件)	(1件)	(1件)

② コミュニケーション支援事業

手話通訳者等を確保し、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。

サービス名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画
コミュニケーション支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

③ 日常生活用具給付事業

それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付・貸与を実施します。

サービス名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画
①介護訓練支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
②自立生活支援用具	0件	0件	2件	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
④情報・意志疎通支援用具	0件	0件	1件	1件	1件	1件
⑤排せつ管理支援用具	64件 (13名)	94件 (10名)	61件 (11名)	94件 (12名)	94件 (12名)	94件 (12名)
⑥居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件

④ 移動支援事業

民間事業者によるサービス提供が円滑に行われるよう、支援します。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
移動支援事業	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
	0人	0人	0人	7人	7人	7人
	0時間	0時間	0時間	14時間	14時間	14時間

⑤ 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

・基礎的事業

利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。

・機能強化事業

雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
①基礎的事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	現在11名が登録している			10人	10人	10人
②機能強化事業(箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑥ 日中一時支援事業

日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を対象に行う日中一時支援事業について、円滑なサービス提供ができるよう、スペース等の確保に努めます。

サービス名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
日中一時支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

3 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

(1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談体制ネットワークを構築します。
- 障がい者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業を実施します。
- 自立支援協議会を設置し、事業を進めます。

(2) コミュニケーション支援事業

- 手話通訳者等を確保し、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

- それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付・貸与を実施します。

(4) 移動支援事業

- 民間事業者によるサービス提供が円滑に行われるよう、支援します。

(5) 地域活動支援センター

- 地域の実情やニーズに対応できるよう、地域活動支援センターの基礎的事業（利用者に対する創作的活動・生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行う事業）に加え、こうした機能の強化を図っていきます。

(6) その他の独自事業

- 日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を対象に行う日中一時支援事業について、円滑なサービス提供ができるよう、スペース等の確保に努めます。
担当部署において従前に引き続き各相談業務を行うとともに、相談しやすい環境整備を行うため、相談支援事業の民間委託を含めて、よりよい手法を検討します。

資 料

壮瞥町障害者計画等検討委員

★指定居宅支援事業者

NPO法人サポートセンターたつかーむ 代表 高野 律 雄
 NPO法人さらら壮瞥 サービス管理責任者 梨木 敏 幸

★福祉関係者

壮瞥町地域活動支援センター・ノンノ センター長 向 後 徹 也
 壮瞥町民生委員協議会 民生委員児童委員 田 鍋 弘 子

★障害者団体関係者

胆振支庁地区身体障害者福祉協会壮瞥支部 副支部長 高 橋 レイ子

★ボランティア団体関係者

あかね会 会 長 阿 野 ミエ子

計 画 策 定 の 経 緯

年 月 日	経 緯 概 要
平成 24 年 1 月 6 日 ～ 1 月 26 日	◆障がい者計画アンケート調査の実施（配布～回収）
平成 23 年 12 月 26 日	◆第 1 回 壮瞥町障害者計画等検討委員会 ・計画趣旨等説明 ・障がい者計画アンケート調査内容協議
平成 24 年 2 月 2 日	◆第 2 回 壮瞥町障害者計画等検討委員会 ・障がい者計画アンケート及びニーズ調査報告 ・現計画の分析・総括案説明 ・障がい福祉計画サービス見込み量説明
平成 24 年 2 月 29 日	◆第 3 回 壮瞥町障害者計画等検討委員会 ・素案説明
平成 24 年 3 月 12 日	◆第 4 回 壮瞥町障害者計画等検討委員会 ・素案修正及び最終とりまとめ

壮瞥町

第4期障がい福祉計画

平成27年3月

目 次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格・位置づけ	
3	計画期間	
4	計画管理等の体制としくみ	
第2章	障がい者施策の考え方	4
1	障がい者施策のビジョン	
2	基本方針	
3	平成29年度における数値目標	
第3章	指定障がい福祉サービス等	7
1	指定障がい福祉サービス等の体系	
2	指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み	
3	指定障がい福祉サービス等の必要量確保の方策	
第4章	地域生活支援事業	13
1	地域生活支援事業の実施に関する考え方	
2	地域生活支援事業の必要量の見込み	
3	地域生活支援事業の必要量確保の方策	
資料		17

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本町では「第4次壮警町まちづくり総合計画」の基本構想の中で「健やかな暮らしのまちづくり」を4つの柱のひとつとして掲げ、障がい者の福祉の向上を目指した施策を進めています。

その中で、平成18年から平成20年を第1期、平成21年から平成23年を第2期、平成24年から平成26年を第3期とする「障がい福祉計画」を策定し、障がい者の自立や地域での生活を支援する福祉サービスを展開してきました。

第3期障がい福祉計画が平成26年度で終了することに伴い、第3期計画の実績を踏まえた第4期計画を策定します。

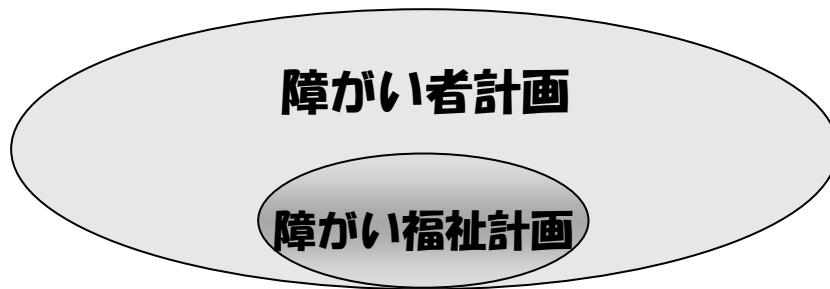
2 計画の性格・位置づけ

(1) 「障がい者計画」・「障がい福祉計画」

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障がい者計画」は、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障がい福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。



	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法
計画期間	中長期	3年間 ※但し、第4期計画の計画期間は平成29年度まで
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

3 計画期間

市町村障がい福祉計画は、国の基本方針により、3年毎の計画策定が定められています。本計画の期間は、現在推進中である第3期障がい者計画との整合性と調和を図りつつ、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

	平成					
	24年	25年	26年	27年	28年	29年
障がい者計画	第2期計画					
障がい福祉計画	第3期計画			第4期計画		

4 計画管理等の体制としくみ

(1) 「壮瞥町障がい者地域自立支援協議会」による計画管理

町では「壮瞥町障がい者地域自立支援協議会」により、本計画の進捗状況の点検・評価等を行います。

協議会では、毎年の計画の進捗状況を評価するなど、壮瞥町における障がい者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。

<p>[所掌事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議 ◇障がい者福祉サービス提供体制に関する協議、調整 ◇相談支援事業者の運営評価等 ◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議 ◇地域の社会資源の開発、改善 ◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議 ◇障がい者計画等の策定及び実施状況の確認等 ◇その他地域の障害者福祉施策を推進するために必要な事項
--

(2) 国・道及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び北海道の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、事業者や障がい団体、ボランティア団体の多くが広域的な支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあっては、胆振圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施してまいります。

(3) 関係機関における連携

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が連携していきます。そのため、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

(4) 共助による地域支援の推進

障がいのある方が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等により支援や協力が重要です。障がいのある一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら施策を推進していきます。

(5) 計画の分析・評価（PDCAサイクルの実施）

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、自立支援協議会等各種検討機関において、その実効性の確認及び分析・評価を行い、必要があると認めれるときは、計画を変更することその他の必要な措置をとります。

第2章 障がい者施策の考え方

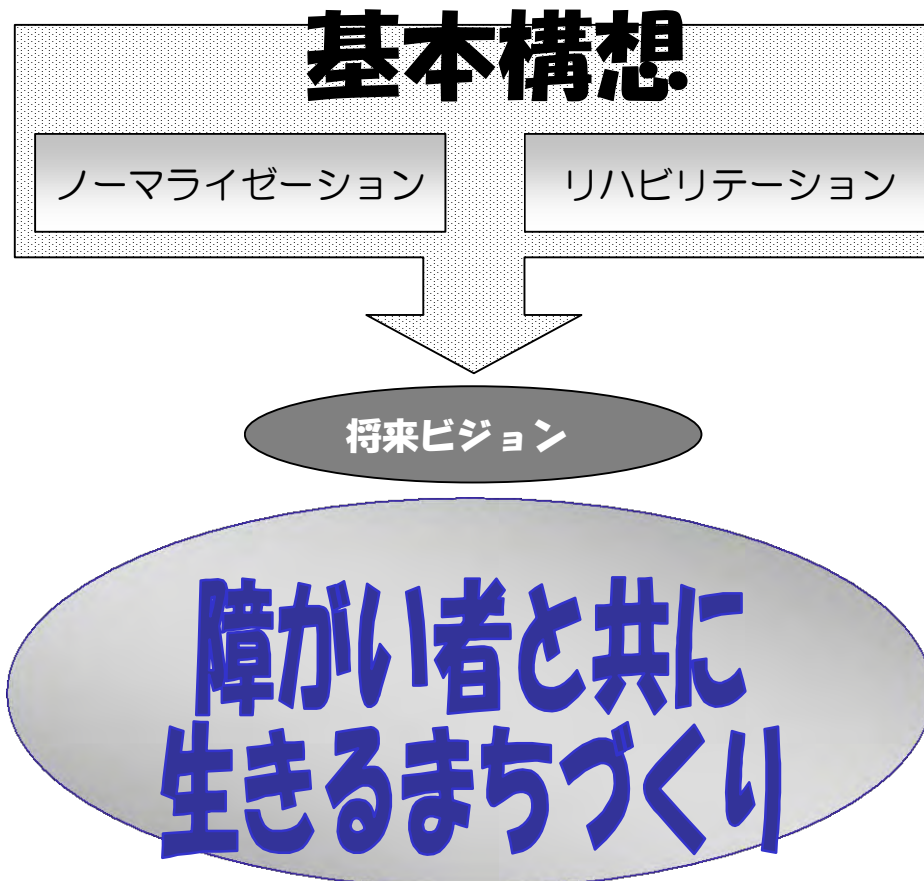
1 障がい者施策のビジョン

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたってともに活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方、また、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方、こうした2つの考え方を本計画の基本理念とします。

(2) 将来ビジョン

基本理念を踏まえ、本町では次のような障がい者施策の**将来ビジョン**を掲げます。



※「ノーマライゼーション」～障がいのある人もない人も一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※「リハビリテーション」～身体に障がいを受けた方などが、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。

※「将来ビジョン」～将来の構想や展望。

2 基本方針

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本方針に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

● 障がい者の主体性・自立性の確立

障がい者の自立は、

- ・ 障がい者自らが進んでその障がいを克服すること
- ・ 持っている能力を最大限に発揮すること
- ・ 社会を構成する一員として主体的に自らの生活を確立すること
- ・ 積極的に社会参加をしていくこと

等の過程を通して実現されるものです。

そこで、障がい者が主体性や自立性を確立していくためには、障がい者の人間としての尊厳や権利が尊重されるとともに、自立や社会参加等を通じた自己実現を達成するための様々な支援や条件整備を総合的に推進する必要があります。

障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、その障がいを克服する過程を支援し、障がいがあることによって感じる様々なバリア（障壁）を取り除いていくことがとても重要であると考えます。

● 障がい者・介護者の高齢化への対応

高齢化がますます進行する中で、障がい者自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻化してきています。

こうした障がい者・介護者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した支援を推進していきます。

● 協働によるすべての人のためのまちづくり

これからの地域社会においては、それを構成するすべての住民が互いに協力し支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、住民と行政との協働により、地域に住むすべての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく、暮らしやすい社会を築いていくことが重要です。

そのために、障がい者を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、障がい者が、例えば気まずい思いをすることなく自由に社会活動に参加できるような、**バリアフリー**のまちづくりを推進するとともに、すべての住民が障がい・障がい者を理解し、地域福祉等のまちづくりに主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

※「バリアフリー」～障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

3 平成29年度における数値目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応する計画となるよう、町としてそれらの課題について平成29年度の数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むこととしています。

基本目標【障がい福祉計画】

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	指標(国指針)
入所者数(人)	14人	平成26年3月31日の施設入所者数。
目標年度(H26年度)の地域生活移行者数(人)	1人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち、平成29年度末において12%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定しています。
目標年度の(H26年度)の減少見込数(人)	1人	平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者から4%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定しています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

① 一般就労移行者数

項目	数値	指標(国指針)
平成24年度の一般就労移行者数(人)	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
目標年度(H29年度)の年間一般就労移行者数(人)	1人	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しています。

② 就労移行支援事業所利用者数

項目	数値	指標(国指針)
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	4人	平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数。
平成29年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	6人	平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成25年度利用者数から6割以上(※仮設定)増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定しています。

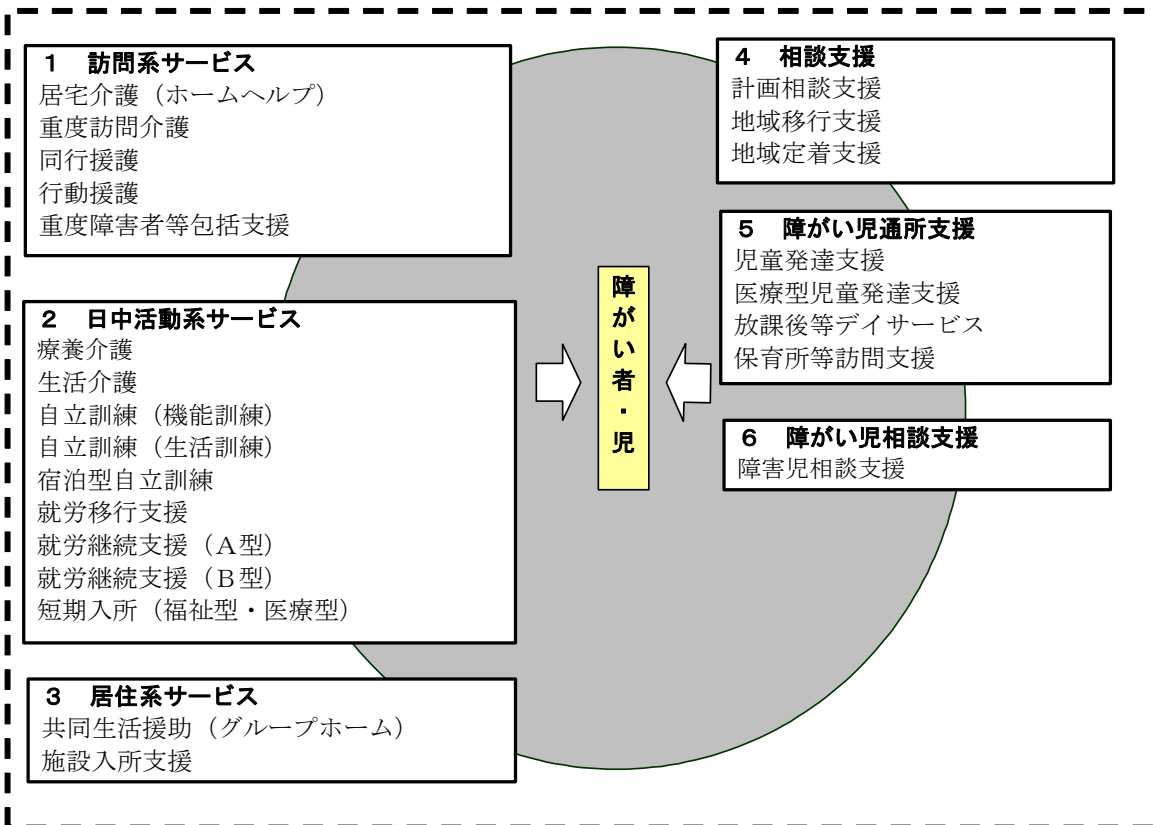
(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では平成29年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一つの地域生活支援拠点を整備することとされています。地域生活支援拠点はグループホームなどを利用した居住支援機能と、相談支援・地域の体制づくりなどの役割を担う地域支援機能を持つもので、地域における複数の期間が役割を分担する面的整備も認められています。また、単独市町村での整備のみではなく、複数市町村による広域整備も可能とされていますので、整備に向けて近隣市町と協議を行います。

第3章 指定障がい福祉サービス等

1 指定障がい福祉サービス等の体系

「障がい福祉計画」では以下の指定障がい福祉サービス等について、平成29年度までの各年度における必要な量の見込、また必要量の確保の方策を定めます。



2 指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み

指定障がい福祉サービス等の必要量については次のように見込みます。

① 訪問系サービス

(表示単位: 月間)

● 居宅介護

居宅における入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介護、外出時の移動の支援を総合的にを行います。

● 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

● 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、その障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

● 重度障がい者包括支援

重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等 包括支援	4時間分	7時間分	13時間分	21時間分	31時間分	31時間分
	(実人員3名)	(実人員3名)	(実人員5名)	(計画人員4名)	(計画人員5名)	(計画人員5名)

② 日中活動系サービス

● 療養介護

病院等への長期の入院による医療的なケアや、常時の介護を必要とする障がい者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学管理の下における介護及び日常生活状の支援を提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
療養介護	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分

● 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
生活介護	294人日分 (実人員16名)	312人日分 (実人員15名)	319人日分 (実人員15名)	330人日分 (計画人員15名)	330人日分 (計画人員15名)	330人日分 (計画人員15名)

● 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
自立訓練 (機能訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分

● 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
自立訓練 (生活訓練)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (計画人員0名)	0人日分 (計画人員0名)	0人日分 (計画人員0名)

● 宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
宿泊型自立訓練	0人日分 (実人員0名)	8人日分 (実人員1名)	56人日分 (実人員2名)	60人日分 (計画人員2名)	30人日分 (計画人員1名)	30人日分 (計画人員1名)

● 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
就労移行支援	62人日分 (実人員5名)	77人日分 (実人員7名)	72人日分 (実人員6名)	132人日分 (計画人員6名)	132人日分 (計画人員6名)	132人日分 (計画人員6名)

● 就労継続支援(A型=雇用型)

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
就労継続支援 (A型)	185人日分 (実人員12名)	246人日分 (実人員17名)	318人日分 (実人員18名)	484人日分 (計画人員22名)	506人日分 (計画人員23名)	550人日分 (計画人員25名)

● 就労継続支援(B型=非雇用型)

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
就労継続支援 (B型)	22人日分 (実人員2名)	31人日分 (実人員3名)	80人日分 (実人員5名)	132人日分 (計画人員6名)	198人日分 (計画人員9名)	220人日分 (計画人員10名)

● 短期入所(福祉型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を障がい者支援施設等で行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
短期入所 (福祉型)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	10人日分 (実人員1名)	10人日分 (実人員1名)	10人日分 (実人員1名)

● 短期入所(医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を医療機関等で行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
短期入所 (医療型)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)	0人日分 (実人員0名)

③ 居住系サービス

● 共同生活援助(グループホーム)

障がいを持つ方の共同生活の場で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
共同生活援助	12人 分	11人 分	13人 分	14人 分	14人 分	15人 分

● 施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
施設入所支援	14人 分	14人 分	14人 分	14人 分	14人 分	13人 分

④ 相談支援

● 計画相談支援

支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
計画相談支援	0人 分	16人 分	38人 分	52人 分	55人 分	58人 分

● 地域移行支援

住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
地域移行支援	0人 分	0人 分	0人 分	2人 分	2人 分	2人 分

● 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
地域定着支援	0人 分	0人 分	0人 分	2人 分	2人 分	2人 分

⑤ 障がい児通所支援

●児童発達支援

未就学児の日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
児童発達支援	10人日分 (実人員8名)	10人日分 (実人員6名)	9人日分 (実人員6名)	35人日分 (実人員7名)	35人日分 (実人員7名)	35人日分 (実人員7名)

●医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等の支援・治療を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
医療型 児童発達支援	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

●放課後等デイサービス

就学児の日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
放課後等 デイサービス	2人日分 (実人員1名)	1人日分 (実人員1名)	2人日分 (実人員2名)	5人日分 (実人員1名)	5人日分 (実人員1名)	5人日分 (実人員1名)

●保育所等訪問支援

保育所等での集団生活への適応のために、専門的な支援を行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
保育所等 訪問支援	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

⑥ 障がい児相談支援

障がい児に対して支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

サービス名	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
障がい児 相談支援	0人分	0人分	5人分	8人分	8人分	8人分

3 指定障がい福祉サービス等の必要量確保の方策

◇指定障がい福祉サービス等の必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、指定障がい福祉サービス等を行う事業者の参入促進等に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

◇福祉施設からの地域移行により、障がい者が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。

退所後の生活が円滑にできるように、事業者の参入を促進し、必要量の確保に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

◇就労支援事業所が集まっており、就労支援事業の利用者の増加が見込まれます。

適切なサービス利用のために、就労支援事業所との情報共有等の連携を図ります。

(3) 居住系サービス

◇福祉施設から地域生活への移行並びに居宅からグループホームへの移行が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームの設置を促進します。

◇町営住宅のサテライト型グループホームとしての利用を検討していきます。

(4) 相談支援

◇計画相談支援については町内事業所が特定相談支援事業所の指定を受けています。

◇地域移行の促進により、福祉施設からの地域移行を支援する地域移行支援や、常時の相談連絡体制を提供する地域定着支援の需用の増加が見込まれます。

近隣に地域移行支援や地域定着支援を提供する事業所がないため、事業所の確保について検討していきます。

(5) 障がい児通所支援

◇町内に障がい児通所支援を提供する事業所がないため、伊達市の事業所に対して伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町で事業費を按分する補助事業を行っています。

今後も近隣市町と共同し、必要量の確保に努めていきます。

(6) 障がい児相談支援

◇町内事業所が障がい児相談支援事業所の指定を受けています。

第4章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

本町に住む障がい者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、指定障がい福祉サービスを補完する事業として「壮瞥町地域生活支援事業」を実施します。

「壮瞥町地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び独自事業により構成されます。

【必須事業】

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意志疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

【任意事業】

- ・ 日中一時支援事業

○障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

地域生活支援事業は、指定障がい福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。今後も、町では多様化するニーズ等を踏まえ、必要なサービスの把握・検討に努めます。

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量については次のように見込みます。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

平成25年度から新しく地域生活支援事業に組み込まれた事業です。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
理解促進研修・啓発事業		未実施	未実施	未実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート・ボランティア活動等）を支援します。

平成25年度から新しく地域生活支援事業に組み込まれた事業です。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施	実施	実施

③ 相談支援事業

● 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。

● 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を通じて相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

● 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

平成25年度から新しく地域生活支援事業に組み込まれた事業です。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施	実施

⑥ 意志疎通支援事業

手話通訳者等を確保し、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
手話通訳者要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑦ 日常生活用具給付等事業

それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付・貸与を実施します。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
①介護訓練支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	3件	3件	2件	2件	2件	2件
③在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
④情報・意志疎通支援用具	0件	0件	1件	0件	1件	1件
⑤排せつ管理支援用具	98件 (9名)	104件 (9名)	104件 (9名)	110件 (10名)	110件 (10名)	110件 (10名)
⑥居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑨ 移動支援事業

民間事業者によるサービス提供が円滑に行われるよう、支援します。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
移動支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

⑩ 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

・基礎的事業

利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。

・機能強化事業

専門的職員を配置して、支援の充実を図ります。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
①基礎的事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	25人	28人	28人	30人	30人	30人
②機能強化事業(箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑪ 日中一時支援事業

日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を対象に行う日中一時支援事業について、円滑なサービス提供ができるよう、スペース等の確保に努めます。

サービス名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画
日中一時支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

3 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、第4期計画最終年度までに、未実施となっている必須事業の実施を目標とし、状況に応じて計画の見直しを行います。

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 自立支援協議会等で事業内容を協議し、啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

- 町内の団体や事業所と連携し、地域住民等による自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談体制ネットワークを構築します。
- 自立支援協議会による情報共有を活性化し、相談支援体制の充実を図ります。
- 指定特定相談支援事業者への相談支援事業の一部委託を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 包括支援センター等と連携し、制度利用が必要な方や後見人候補者について情報共有に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 近隣市町との共同での事業実施など、実施について検討していきます。

(6) 日常生活用具給付事業

- それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付・貸与を実施します。

(7) 地域活動支援センター事業

- 地域の実情やニーズに対応できるよう、地域活動支援センターの基礎的事業（利用者に対する創作的活動・生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行う事業）に加え、こうした機能の強化を図っていきます。
- 引きこもり等の、福祉の支援を受けていない方の利用につながるよう、関係者との情報交換に努めます。

(8) その他の独自事業

- 日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を対象に行う日中一時支援事業について、円滑なサービス提供ができるよう、スペース等の確保に努めます。

資 料

壮瞥町障がい者地域自立支援協議会委員名簿

協議会役職	所 属	氏 名
会 長	NPO法人サポートセンターたつかーむ 代表	高 野 律 雄
副 会 長	医療法人社団倭会三恵病院医療福祉課医療相談室長	成 田 昭 仁
委 員	身体障害者福祉協会壮瞥支部 理事	大 塚 久
	壮瞥町地域活動支援センター・ノンノ センター長	島 袋 孝
	NPO法人さらら壮瞥 サービス管理責任者	千 葉 巖 也
	壮瞥町民生委員協議会 民生委員児童委員	田 鍋 弘 子
	NPO法人ふれんず 代表理事	伊 藤 直 行
	相談室フロイデ 室長	千 葉 裕 子

計 画 策 定 の 経 緯

年 月 日	経 緯 概 要
平成26年11月20日	◆第2回障がい者地域自立支援協議会 ・第3期計画の実績報告
平成27年1月22日	◆第3回障がい者地域自立支援協議会 ・素案説明
平成27年2月16日	◆第4回障がい者地域自立支援協議会 ・素案修正及び最終とりまとめ